

第2期
泉南市
子ども・子育て
支援事業計画



令和2年3月
泉南市

は じ め に

平成 24 年 8 月に、「子ども・子育て支援法」をはじめとする関連 3 法が成立し、平成 27 年 4 月から、「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。市町村においては、この新制度に基づき、子育て家庭のニーズの把握を行った上で、幼稚園・保育所などの教育・保育事業や、地域における子育て支援の確保や内容の充実を図る「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

本市におきましては、泉南市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会を設置して学識経験者や教育・保育関係者、住民の方など様々な立場の方からご意見を頂戴し議論を重ねた上で、平成 27 年 3 月に「泉南市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、『子どもとおとなが、ともに夢や希望を語り、育むまち・泉南』を基本理念に掲げて、子どもと子育て家庭に対して様々な子ども・子育て施策に取り組んできました。

この間、我が国においては、少子高齢化や核家族化がさらに進行し、就労形態の変化や女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、ライフスタイルの多様化など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化してきています。また、少子化の進行による児童生徒数の減少に加え、地域のつながりの希薄化などから家庭や地域での子育て力が低下する中、子育て家庭の不安や負担が増加していることが問題となっています。

このような社会情勢の中、これまでの 5 年間の計画期間が終了することに伴い、改めてアンケート調査等により子育て家庭や子ども自身のニーズを把握し、次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会や庁内での議論を重ねた上で、前計画の基本理念を継承した「第 2 期泉南市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

“子どもの最善の利益”が優先される社会を実現するために、だれもが安心して子どもを生み、子育てに喜びや楽しみを感じられるまちと、子ども自身が健やかに育っていけるまちづくりをめざします。これまで以上に、関係機関・団体の御協力を賜りながら、住民の皆さまと一緒に子どもたちが輝ける未来をめざし、明るい笑顔を増やしていきたいと思いますので、尚一層の御支援と御協力を心からお願いいたします。

結びに、本計画策定にあたり、貴重な御意見をいただきました次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会委員の皆さまをはじめ、アンケート調査に御協力いただきました保護者や児童の皆さま、常日頃から子どもと子育て支援に携わっていただいている皆さまに心から厚くお礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

泉南市長 竹 中 勇 人

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	1
1-1	計画策定の目的	1
1-2	計画の期間	2
1-3	計画の位置づけ	2
1-4	計画の策定体制	4
1-5	策定背景	5
第 2 章	泉南市の子ども・子育てを取り巻く状況	6
2-1	泉南市の子ども・子育ての状況	6
2-2	アンケート結果	14
第 3 章	計画の基本的な考え方	27
3-1	計画の基本理念	27
3-2	基本的な視点	28
3-3	基本目標	29
第 4 章	事業量の見込みと確保方策	30
4-1	教育・保育提供区域などの設定	30
4-2	子どもの人口の見通し	31
4-3	事業量見込みの算出方法について	32
4-4	事業量見込みと確保方策（教育・保育給付対象事業）	34
4-5	事業量見込みと確保方策（地域子ども・子育て支援事業）	36
第 5 章	分野別施策の展開	48
5-1	施策体系	48
5-2	施策展開	50
5-3	推進体制	71
5-4	計画の広報・啓発	71
5-5	進捗管理	72
資料編		73
	泉南市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会規則	73
	泉南市子どもの権利に関する条例	75

第 1 章 計画の策定にあたって

1－1 計画策定の目的

本市では、平成 27 年 3 月に、平成 27 年度から 5 年間を 1 期とする「泉南市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第 1 期計画」という。）を策定し、子ども・子育て支援を推進してきました。

第 1 期計画では、新たに施行された子ども・子育て支援制度に対応しながら、「泉南市子どもの権利に関する条例」のもと、「子どもの最善の利益」を第一に考慮しながら、社会全体で子どもの育ちを支えあい、子どもが子ども期を幸せに暮らすことのできる子ども・子育て支援に取り組んできました。

その間も本市の情勢は変化し続けています。特に、核家族化や共働き家庭が増加していく中で、子どもたちを取り巻く状況やそれぞれの抱える課題が多様化しており、一人ひとりに寄り添う支援がこれまで以上に求められています。

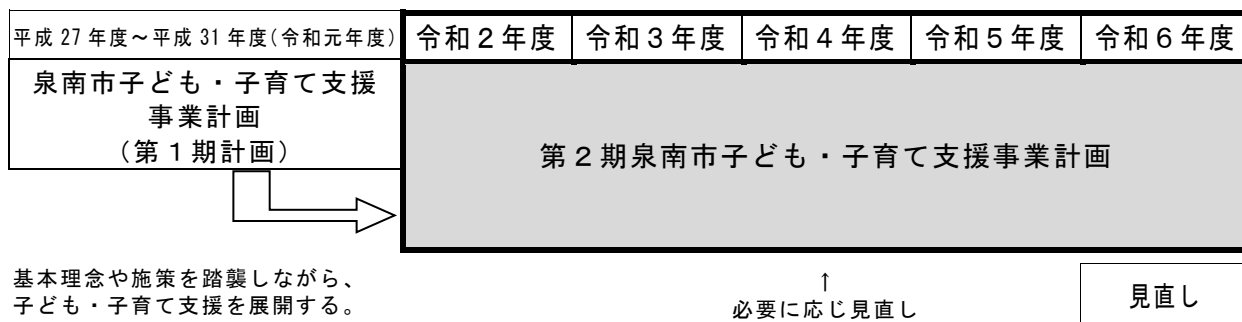
また、そうした支援を積み重ねることで、本市で生まれ育つすべての子どもたちが「ここで生まれ、ここで育ってよかった」と心から思える「子どもにやさしいまち（チャイルドフレンドリーシティ）」を実現することを、本市はめざしています。

「第 2 期泉南市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）では、上記のような状況を踏まえ、「子どもの権利に関する条例」の基本的な考え方にもとづいたこれまでの取組を継承しながら、「子ども・子育て支援法」における子ども・子育て支援サービスの供給方針を明確にするだけでなく、市民や教育・保育従事者、地域、行政、企業が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにし、本市の特性や特長を生かした子ども・子育て支援のあり方を定めるものとします。



1－2 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、社会情勢や需給動向に大きな変化がみられた場合には、計画期間の中間年を目安として、見直しを行います。



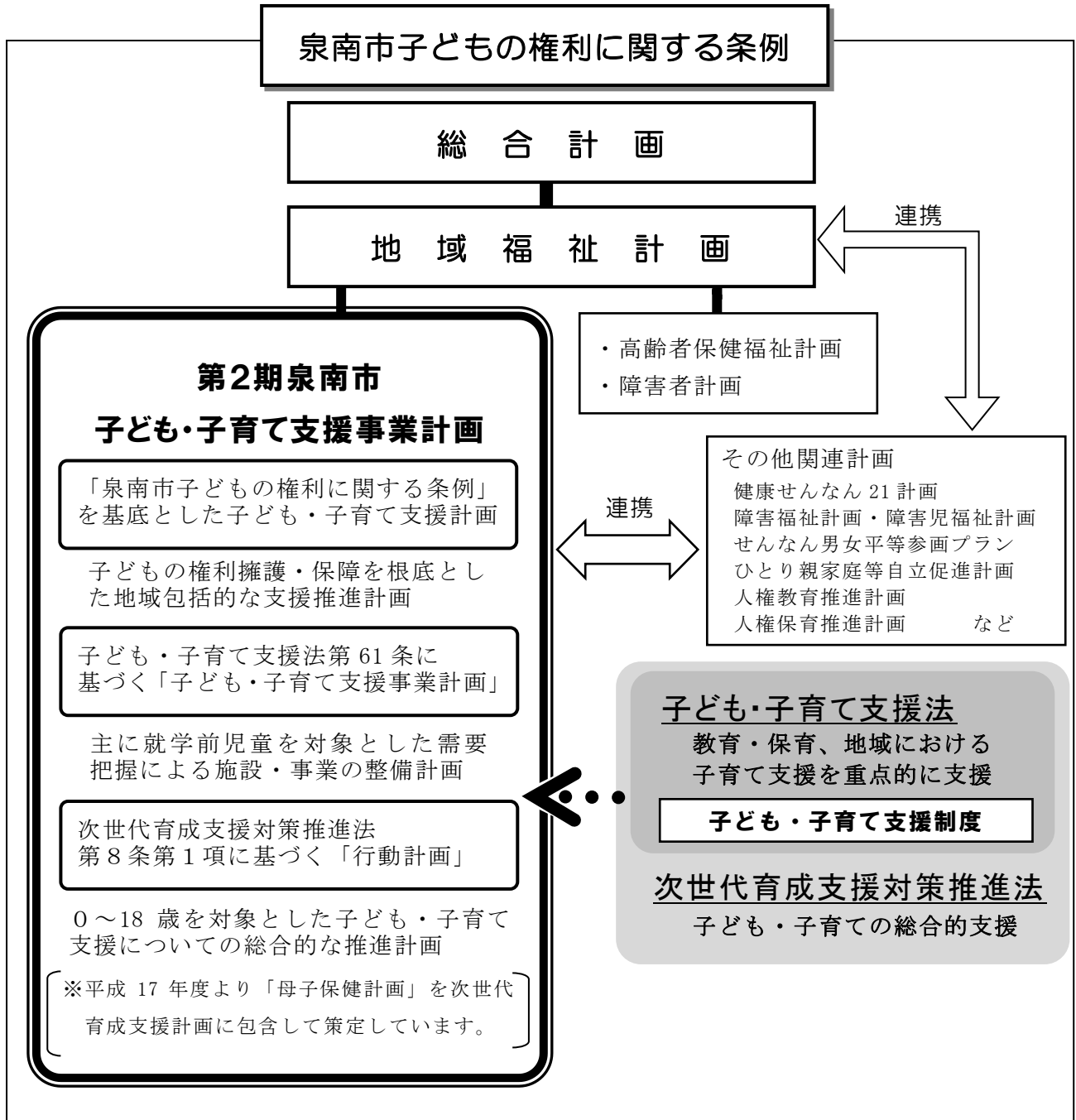
1－3 計画の位置づけ

本計画は、教育・保育・子育て支援に関する事業の提供について定める子ども・子育て支援法上の「市町村行動計画」であるとともに、本市独自の「泉南市子どもの権利に関する条例」を根拠に据えた総合的な子ども・子育て支援や子どもの権利擁護・保障についても定めたものとします。

したがって、本計画は、子ども・子育て支援関連三法や児童福祉法のみならず、保健・医療、雇用など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していく、まさに子ども・子育て支援総合計画とも位置づけられるものと位置づけます。

- (1) 本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「次世代育成支援対策地域行動計画」及び子ども・子育て支援法第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、本市が今後進めていく子ども・子育て支援の方向性や目標を総合的に定めるものです。
- (2) 本計画は、「総合計画」の部門計画として、子ども、子育てへの支援施策を総合的・計画的に進めていくための方向を明らかにする計画です。
- (3) 本計画に定める施策は、子どもの権利に関する条例の考え方を基本とし、実施・推進を行うものとします。
- (4) 本計画の関連計画として「地域福祉計画」「健康せんなん21」「障害福祉計画・障害児福祉計画」などがあり、これらの計画と整合するとともに、連携して取組を促進する内容として策定します。

<各計画との関連イメージ>

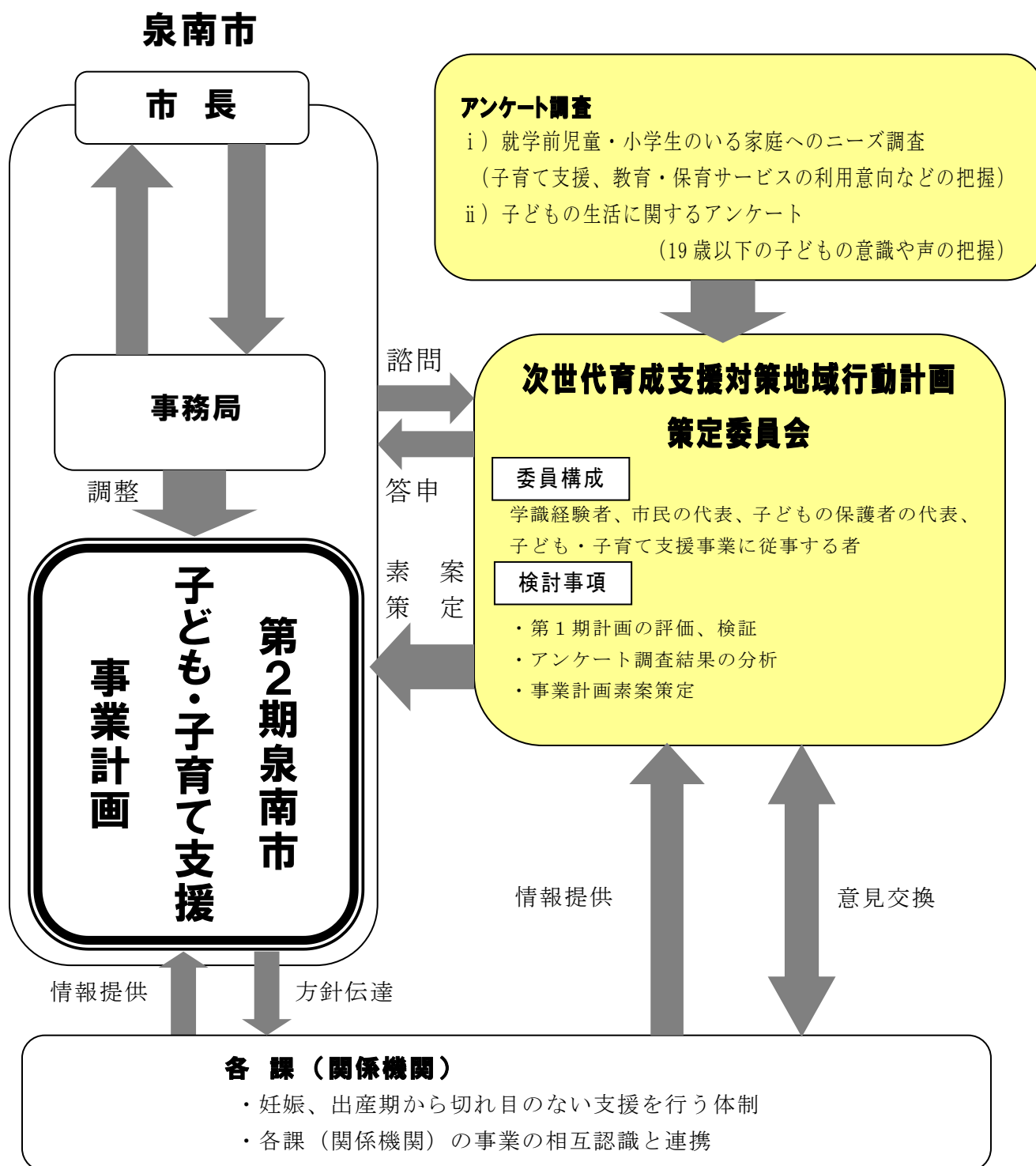


1－4 計画の策定体制

本計画は、学識経験者や市民代表、教育・保育関係者などで構成される、本市の附属機関「泉南市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会」で検討・協議のうえ、策定しました。

さらに、就学前児童・小学生児童の保護者を対象とする「ニーズ調査」、19歳までの子どもを対象とする「子どもの生活に関するアンケート」を実施することで、子どもを取り巻く現状や課題の把握に努めました。

子ども・子育て支援事業計画策定の体制フロー図



1－5 策定背景

1 子育て世帯を取り巻く環境の変化

わが国の人口減少・少子高齢化は年々進行しており、世界と比較しても特に15歳未満の人口の割合が小さく、総務省の人口推計によれば平成30年時点で12.2%となっています。また、合計特殊出生率も低水準で、厚生労働省によると平成30年時点で1.42となっており、人口を維持する水準である2.0を大きく下回っています。

本市においても人口減少・少子高齢化は課題ではありますが、最も課題としてとらえるべきことは、それぞれの家庭が抱える課題のために望む家族像を実現できない状況です。

望む家族像を実現できない背景としては、経済的な状況や価値観の多様化、子どもを産み育てる自信を持てないことなど、様々な課題が複合的に絡み合っていると考えられます。

また、核家族化や共働き家庭が増加していく状況の中で、保護者の感じる子育ての不安や負担感はかつてよりも高いと考えられ、親類や地域からの支援が希薄化した現状においては、虐待等のリスクにつながりやすくなっていることが懸念されます。

すべてのおとなが「子どもの最善の利益」を第一に考慮し、地域ぐるみで子育て家庭を支援することで、保護者が子どもの権利を尊重しながら子育てができる環境づくりをしていかなければなりません。

2 子どもを取り巻く環境の変化

子どもたち自身においては、自己肯定感の低い子どもが増えています。この問題に対しては、子ども自身と周囲の友だちやおとなとの関わりが重要な要素になりますが、SNSやスマートフォンなどの普及に見られるコミュニケーション・ツールの激変により交流のあり方も大きく変わっており、交流環境の健全性を懸念する指摘もあります。また、そうした変化は子どもの人間形成にも影響を与えると考えられ、身体能力や非認知能力（※）の低下も指摘されています。

それに加え、虐待やいじめなど子どもの人権を脅かす事件も増加しており、いじめからひきこもりに陥る中高生も全国的に増加しています。こうしたことに對し、保護者だけではなく子ども自身からの声を受け止める仕組みづくりが急務といえます。

このため、性別や宗教、国籍、障害、生まれた地域、経済状況、育った環境などにかかわらず子どもがあらゐのままでゐられる居場所や、子どもが悩みを相談しやすい体制をさらに検討し、子ども自身が「ここで生まれ、ここで育ってよかった」と心から思えるよう、一人ひとりに寄り添った支援環境づくりをしていかなければなりません。

※非認知能力……社会情緒的能力とも呼ばれる。学力テスト等の数値測定では認知されない能力のこと。粘り強さ、協調性、やり抜く力、自制心など、社会の中で生きていくために必要なものとして、近年研究が進んでいる。對して、認知能力とは、学力テスト等によって数値で測定される能力を指す。IQや学校のテストの成績等が、これに該当する。

第2章 泉南市の子ども・子育てを取り巻く状況

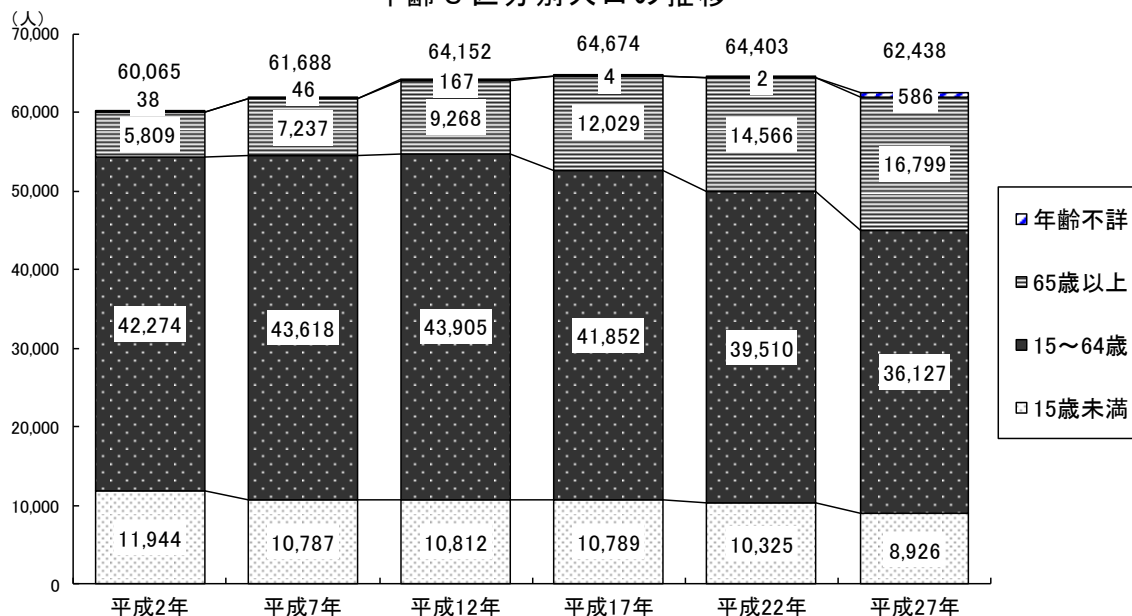
2-1 泉南市の子ども・子育ての状況

1 人口

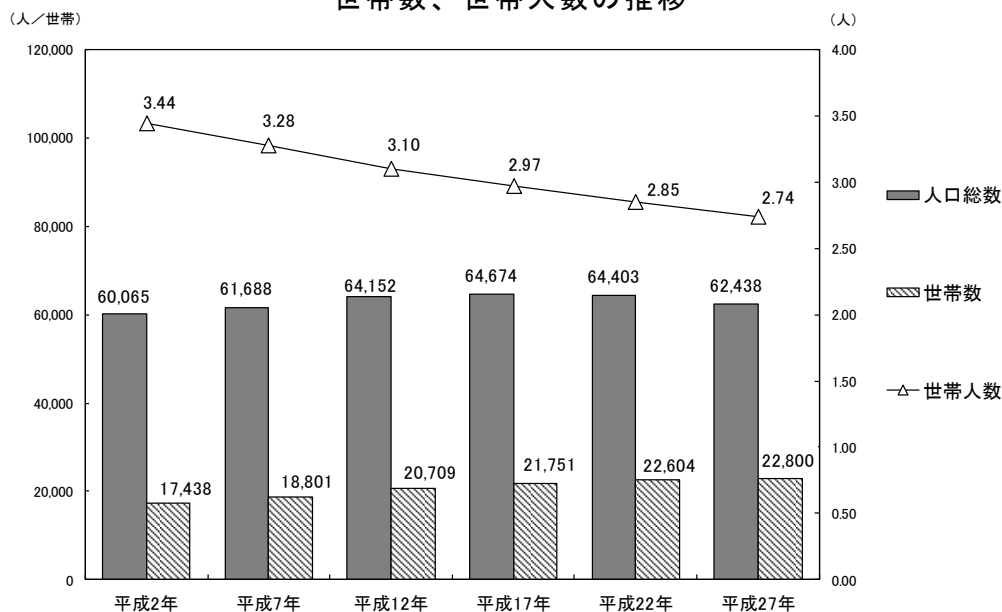
国勢調査によると、本市の人口は平成17年をピークとして減少傾向に転じています。特に、平成7年から平成22年まで1万人台で推移していた15歳未満の人口が、平成22年から平成27年の5年間で、8,926人まで急減しています。

世帯人員も減少が継続しており、単身世帯や核家族世帯等、以前よりも家族規模の少ない世帯が増加していることがうかがえます。

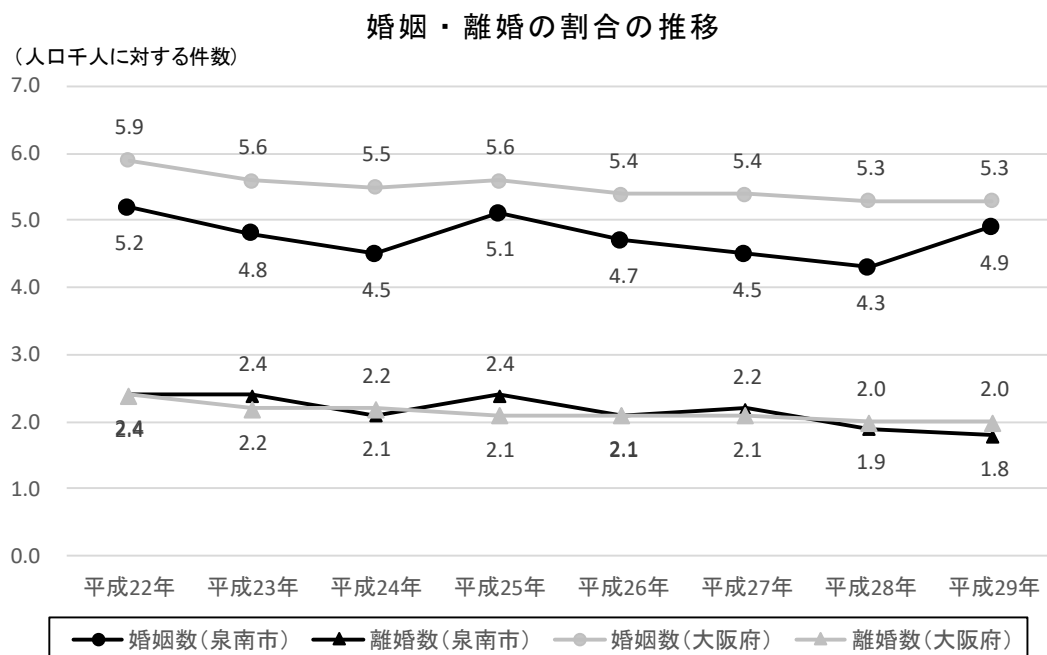
年齢3区分別人口の推移



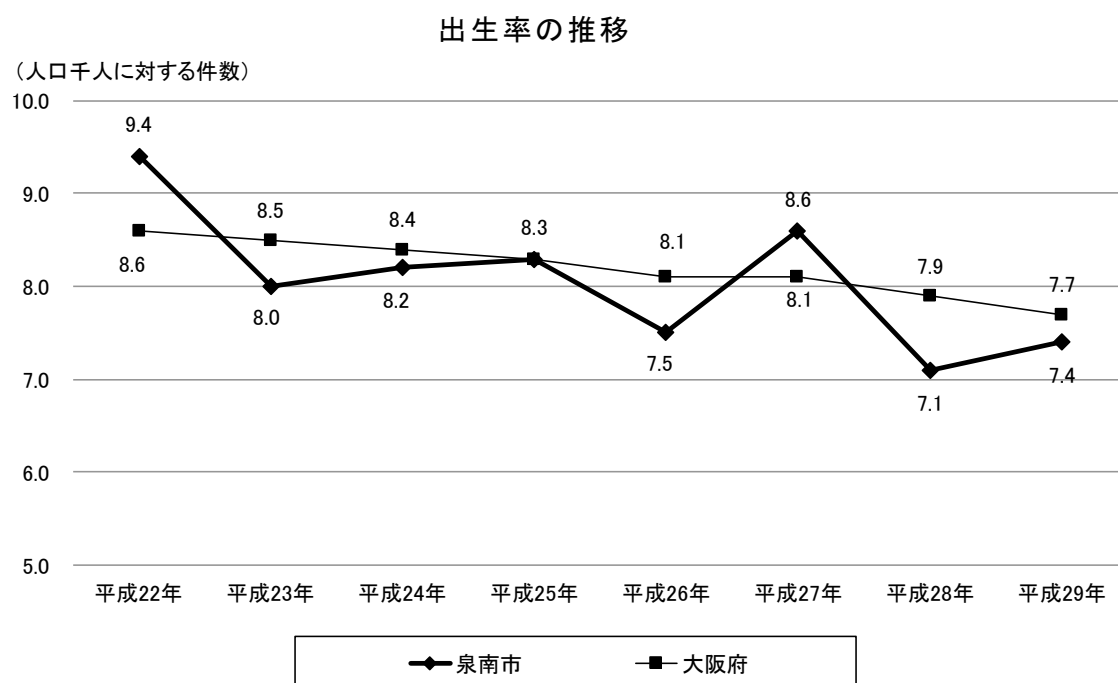
世帯数、世帯人数の推移



大阪府の人口動態調査によると、本市は人口千人あたりの離婚率は府の水準と変わりませんが、婚姻率は一貫して府の水準を下回っています。

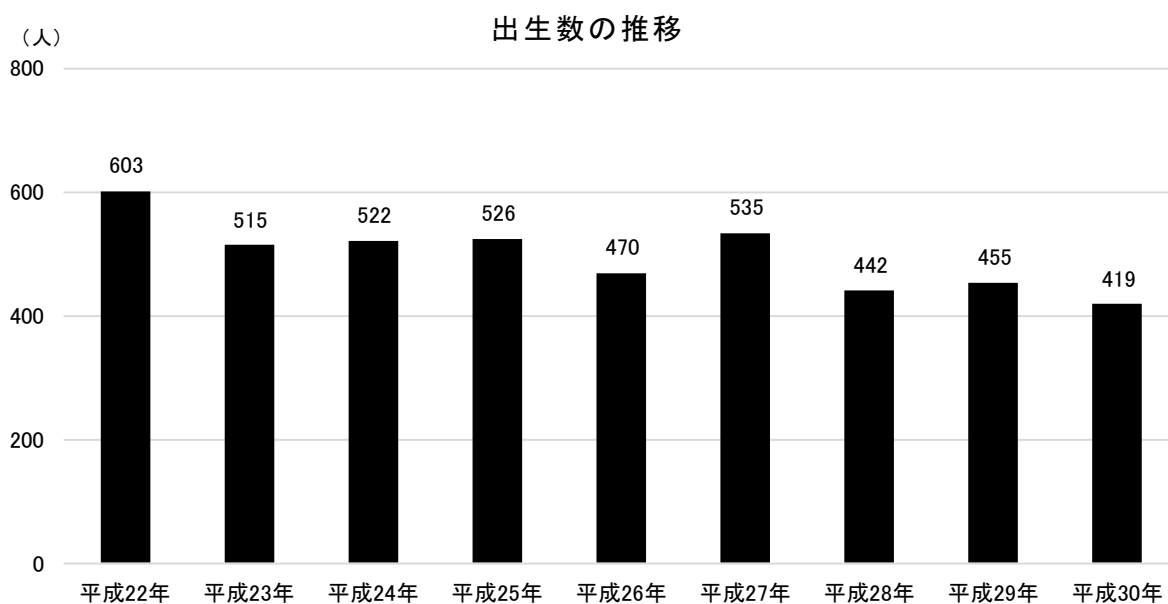


また、上記調査による近年の出生率の推移をみると、本市の人口千人あたりの出生率は、年により府の水準を上下していますが、大きく乖離はしていません。しかし、全体としては減少傾向にあります。

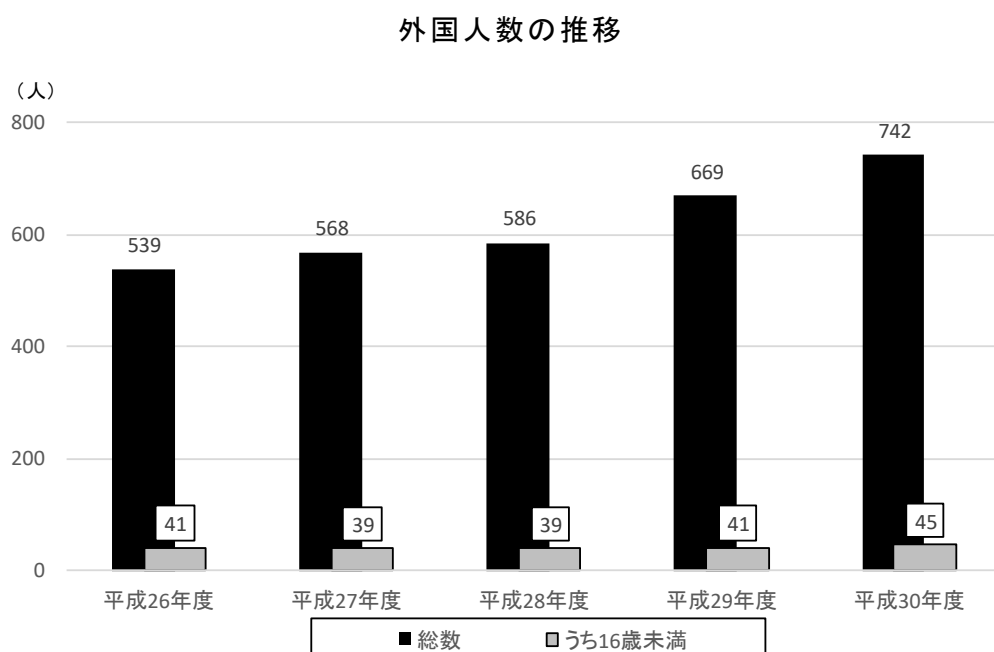


出生率の低下にみられるように、出生数も低下しています。

人口動態調査によれば、平成 22 年には 600 人を上回っていましたが、平成 30 年には 419 人となっています。

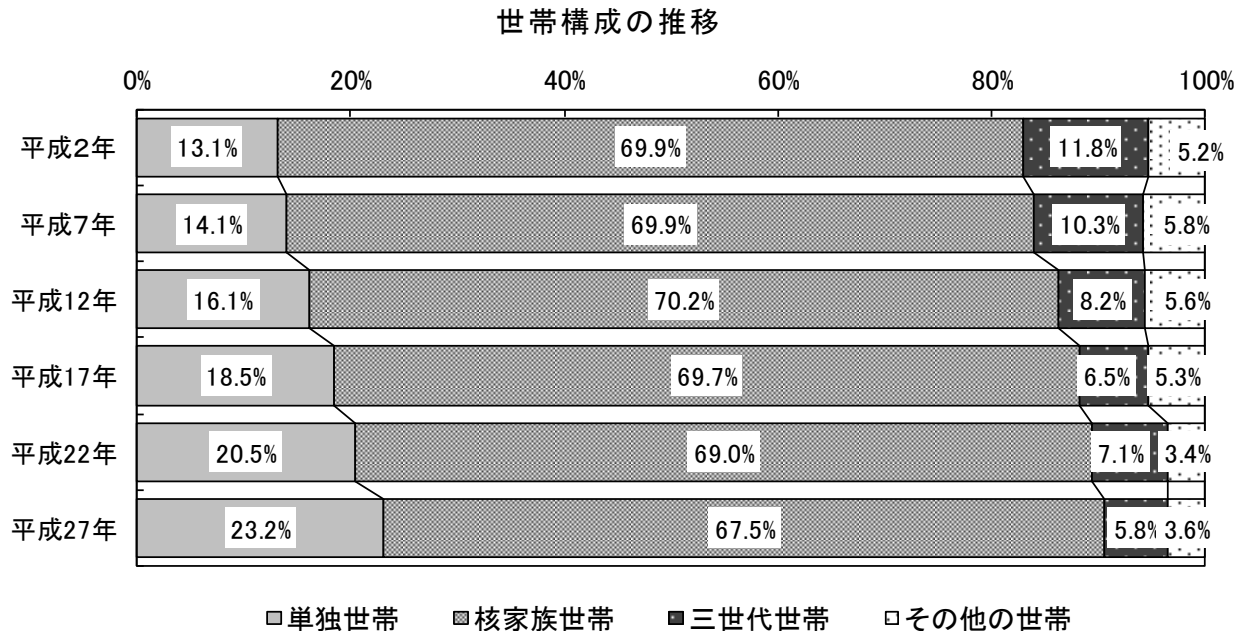


住民基本台帳によれば、近年、外国人は増加傾向ですが、16 歳未満の外国人の子ども数は、大きな増加はありません。



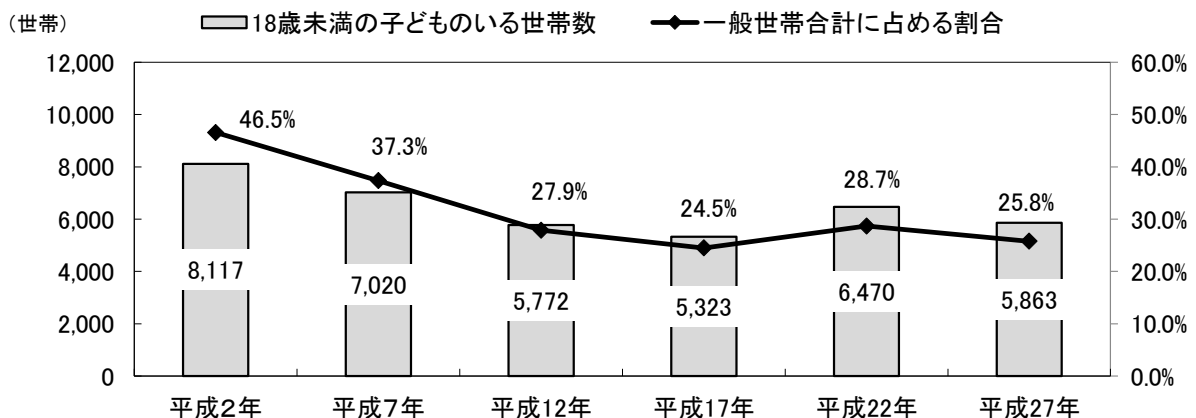
2 世帯

国勢調査に見られる世帯人数の減少の背景には、単独世帯の増加と三世代世帯の減少があります。核家族世帯の割合はあまり変わりませんが、平成12年には三世代世帯は10%を下回り、平成27年までその傾向が続いています。



三世代世帯の減少に見られるように、家族規模の縮小傾向があるものの、18歳未満の子どもがいる世帯は、平成12年以降6,000世帯前後で推移しており、大きな減少は見られません。

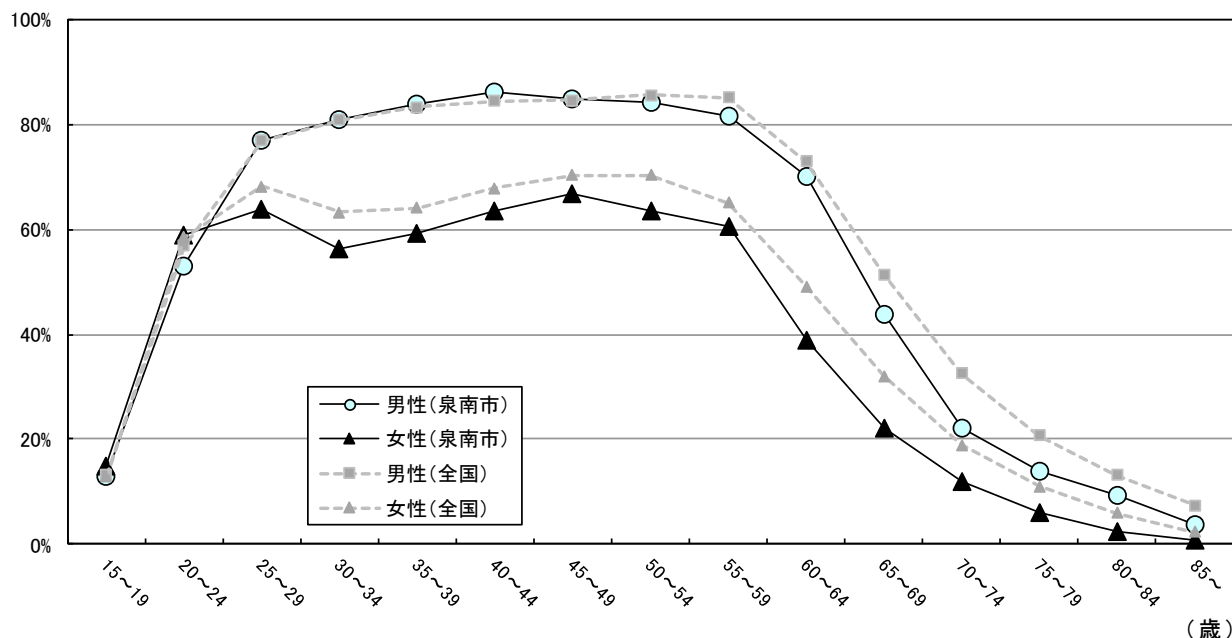
18歳未満の子どもがいる世帯の割合



3 就業

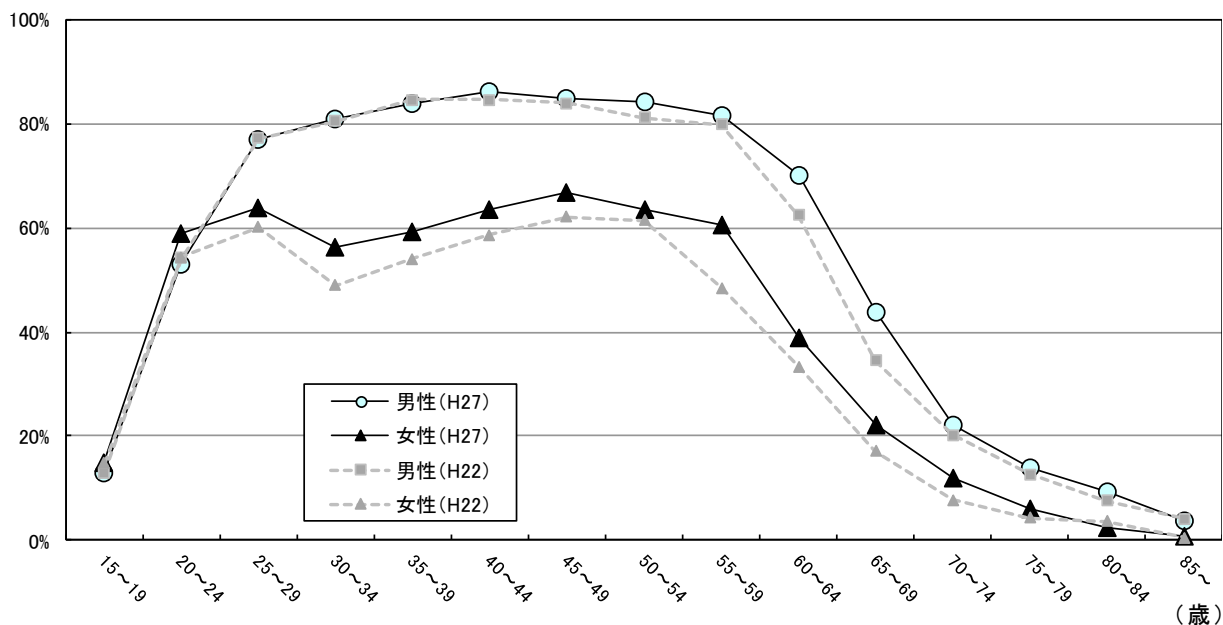
平成 27 年国勢調査における男女別の就業率を見ると、男性は 54 歳までは全国水準と変わりませんが、55 歳以上になると全国水準を下回っています。女性の就業率は 25 歳以上については全国水準を下回っています。

平成 27 年度の年齢別男女別就業率



平成 27 年国勢調査と平成 22 年国勢調査を比較すると、男女とも就業率が増加していることがわかります。

平成 27 年と平成 22 年の比較



4 事業利用の現状

① 幼児教育・保育の計画値と実績

(単位:人)		H27	H28	H29	H30	H31
1号認定-3～5歳 (幼稚園、認定こども園)	計画値	1,067	1,014	952	920	897
	実績	896	886	819	754	734
－確保方策	計画値	1,405	1,425	1,425	1,425	1,425
	実績	1,405	1,435	1,435	1,435	1,220
2号認定-3～5歳 (保育所(園)、認定こども園)	計画値	434	412	382	369	358
	実績	585	550	541	548	592
－確保方策	計画値	558	558	558	558	558
	実績	558	558	558	556	656
3号認定-0歳 (保育所(園)、認定こども園)	計画値	68	66	65	63	62
	実績	47	53	52	47	48
－確保方策	計画値	93	93	93	93	93
	実績	93	94	94	102	102
3号認定-1・2歳 (保育所(園)、認定こども園)	計画値	293	290	286	275	267
	実績	309	326	350	351	319
－確保方策	計画値	342	342	342	342	342
	実績	342	347	347	341	341

②地域子ども・子育て支援事業の需給計画（量の見込みと確保方策）

事業名					H27	H28	H29	H30	H31	
1	利用者支援事業	確保方策	力所	計画値	1力所	1力所	1力所	1力所	1力所	
				実績	1力所	2力所	2力所	2力所	2力所	
2	地域子育て支援拠点事業 （子育てひろば事業）	量の見込	人回/年	計画値	8,588	8,794	8,625	8,425	8,288	
				実績	11,028	29,040	21,600	18,765		
		確保方策	実施箇所	計画値	4力所	4力所	4力所	4力所	4力所	
				実績	4力所	4力所	4力所	4力所	4力所	
	量の見込みの乖離要因：									
	策定当時、事業所が3力所であり、新たに1力所開所した効果が想定以上となっている。									
3	妊婦健康診査事業	量の見込	人/年	計画値	429 (6,006)	423 (5,922)	414 (5,796)	410 (5,740)	410 (5,740)	
				実績	6,323	5,746	5,621	5,752		
4	乳児家庭全戸訪問事業	量の見込	人/年	計画値	478	462	456	446	442	
				実績	529	434	448	414		
5	養育支援訪問事業	量の見込	人/年	計画値	159	154	152	148	147	
				実績	905	1,209	1,050	1,044		
	量の見込みの乖離要因：									
想定以上の伸びに加え、「家事・育児援助」が推計時には見込まれていなかった。										
6	子育て短期支援事業（ショートステイ）	量の見込	人日/年	計画値	6	6	5	5	5	
				実績	1	0	0	5		
		確保方策	実施箇所	計画値	2力所	2力所	2力所	2力所	2力所	
				実績	2力所	2力所	2力所	2力所	2力所	
7	ファミリー・サポート・センター事業	量の見込	人日/年	計画値	458	445	432	422	404	
				実績	474	604	449	228		
8	一時預かり事業 （在園児対象型）	量の見込	人日/年	計画値	12,190	12,167	12,142	12,124	12,112	
				実績	9,922	11,578	11,695	11,716		
		確保方策	施設数	計画値	6力所	6力所	6力所	6力所	6力所	
				実績	6力所	6力所	6力所	6力所	6力所	
	一時預かり事業 （未就園児対象）	量の見込	人日/年	計画値	932	901	869	844	828	
				実績	925	767	594	708		
		確保方策	保育所等施設数	計画値	2力所	2力所	2力所	2力所	2力所	
				実績	3力所	3力所	3力所	3力所		
9	時間外保育事業 （延長保育事業）	量の見込	人/年	計画値	247	239	230	223	219	
				実績	358	471	480	504		
		確保方策	施設数	計画値	7力所	7力所	7力所	7力所	7力所	
				実績	8力所	9力所	9力所	9力所	9力所	

事業名					H27	H28	H29	H30	H31
10	病児・病後児 保育事業	量の見込	人日/年	計画値	56	54	52	51	50
				実績	0	537	851	917	
		確保方策	施設数	計画値	1力所	1力所	1力所	1力所	1力所
				実績	0力所	3力所	4力所	4力所	
	量の見込みの乖離要因： 策定当時、「病児・病後児」を市外委託等に対応することだけを想定しており、「体調不良型」を想定していなかった。								
11	放課後児童 健全育成事業	量の見込	人/日	計画値	388	376	364	355	341
				実績	376	485	496	445	
		確保方策	利用人員 施設数	計画値	400人 10力所	400人 10力所	400人 10力所	400人 10力所	400人 10力所
				実績	400人 10力所	400人 10力所	400人 10力所	400人 10力所	
12	実費徴収に係る補足給付	確保方策	実施内容		実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	
13	多様な主体参入促進	確保方策	実施内容		実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	



2-2 アンケート結果

1 子育て支援に関するアンケート調査

本計画策定にかかる基礎データを得るために、家庭における子育てに対する生活実態や意識などのアンケート調査を実施しました。令和元年6月～7月を調査期間とし、住民基本台帳より市内に居住する就学前児童の保護者1,800人、就学児童の保護者1,200人を無作為抽出し調査対象者としてしました。回収率は以下のとおりです。

就学前児童

配布数	回収数（有効回収数）	回収率
1,800 票	937 票	52.1%

就学児童

配布数	回収数（有効回収数）	回収率
1,200 票	524 票	43.7%

結果概要については、次のとおりです。

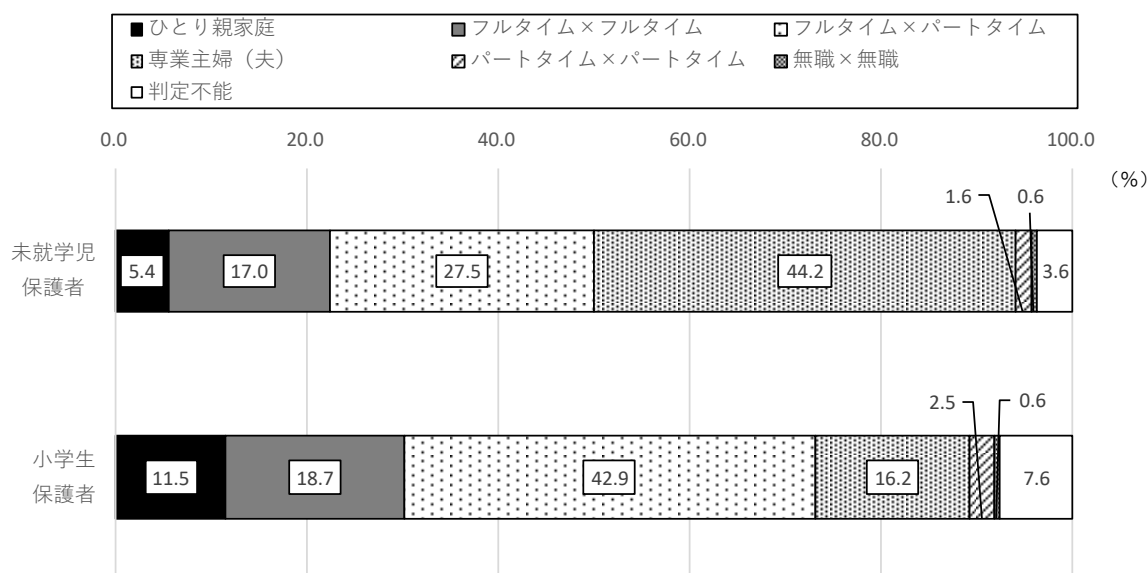
アンケート調査結果について留意点

- ①設問には1つのみ答える単数回答と、複数回答があり、複数回答の設問では表記の割合の合計が100%を超えます。
- ②割合は選択肢ごとに小数点以下第二位で四捨五入しているため、表によってはその割合の合計が100%にならないものがあります。

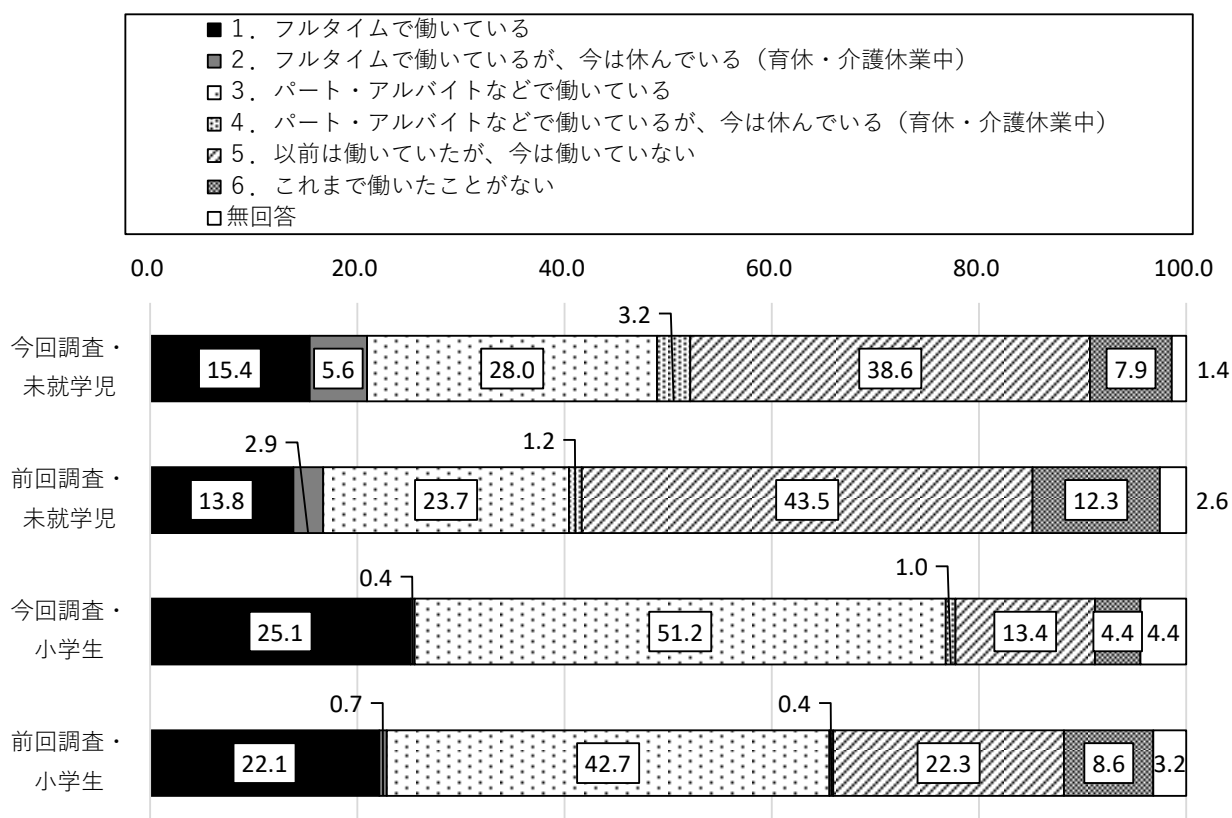
①保護者の就労状況

フルタイム×フルタイム（両親ともフルタイム）の割合は、未就学児保護者と小学生保護者ではあまり変わりません。しかし、ひとり親家庭とフルタイム×パートタイム（両親いずれかがパートタイム）の割合は、小学生保護者のほうが高く、専業主婦（夫）の割合は、未就学児保護者のほうが高くなっています。

子どもが小学生にあがると、ひとり親家庭となる傾向、また、それまで未就労だった親がパートタイム就労を始めていることがうかがえます。

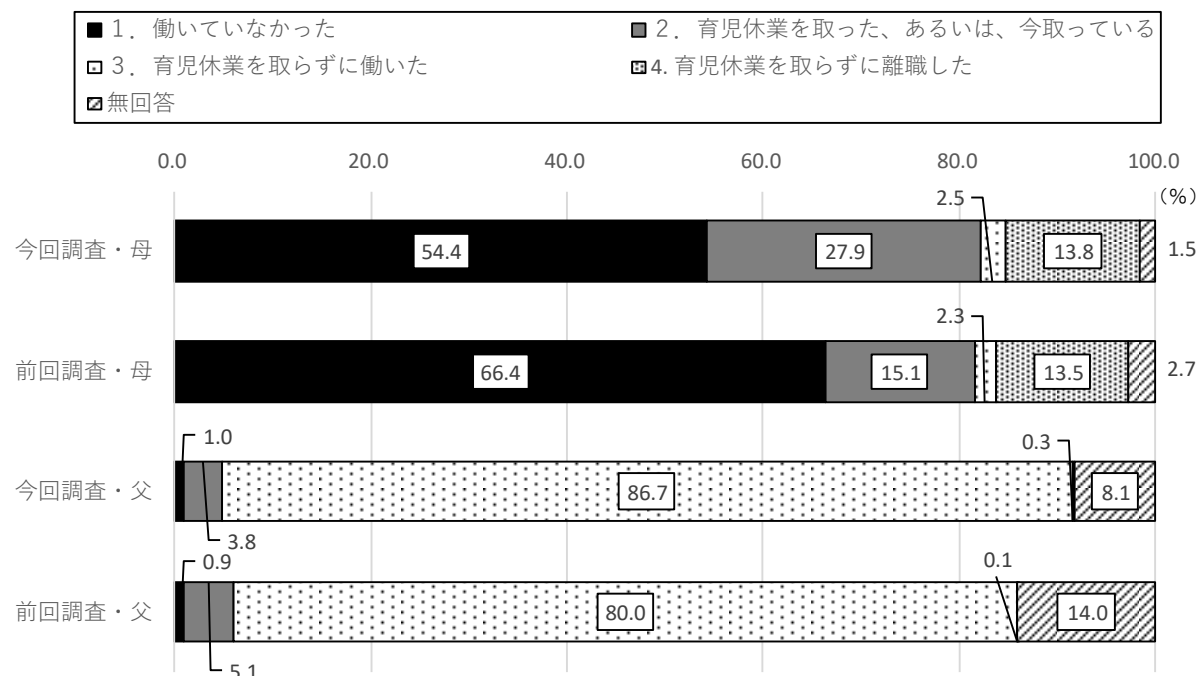


母親の就労状況のみを前回調査と比較すると、特にパート・アルバイトで就労している方の割合が増加しています。



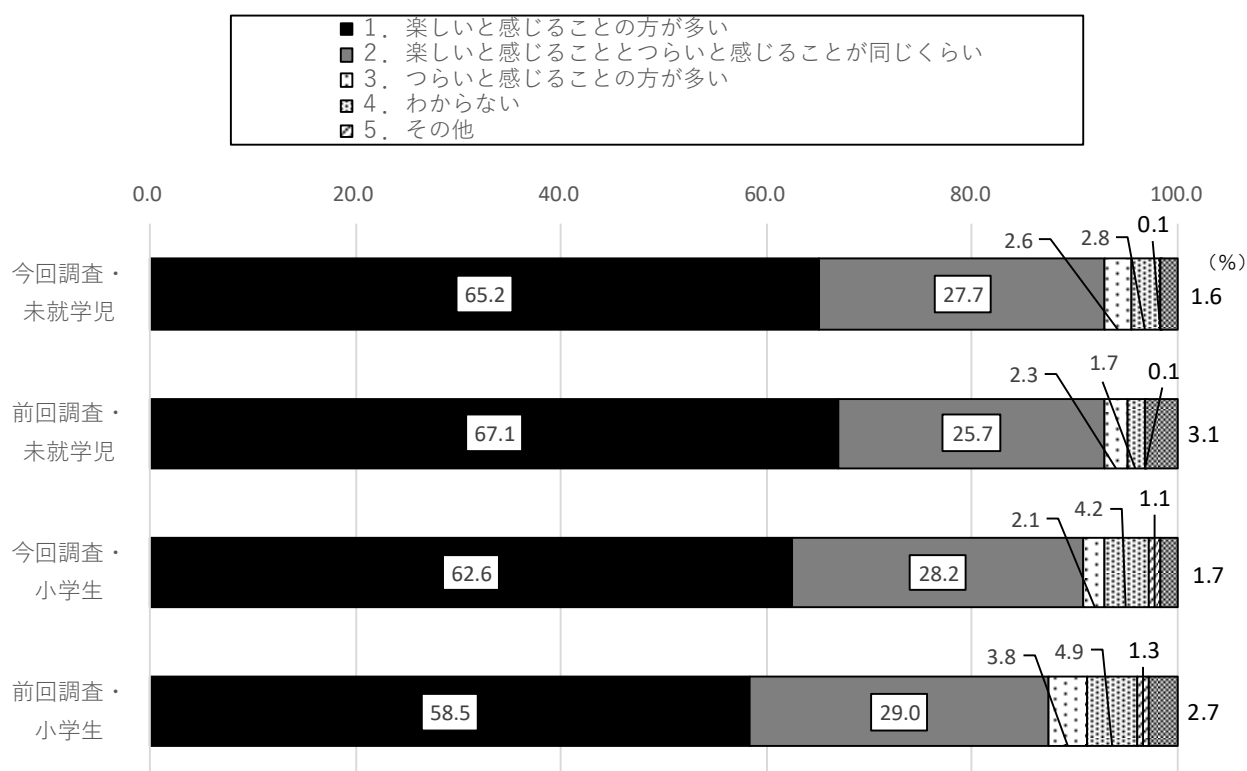
②育児休業の取得状況

母親の取得状況が27.9%であるのに対し、父親の取得状況は3.8%となっています。前回調査と今回調査を比較すると、父親は大きな変化がありませんが、母親については、取得が増加しているのに対し働いていなかった割合が減少しており、母親の就労が進んでいることがうかがえます。



③子育ての実感

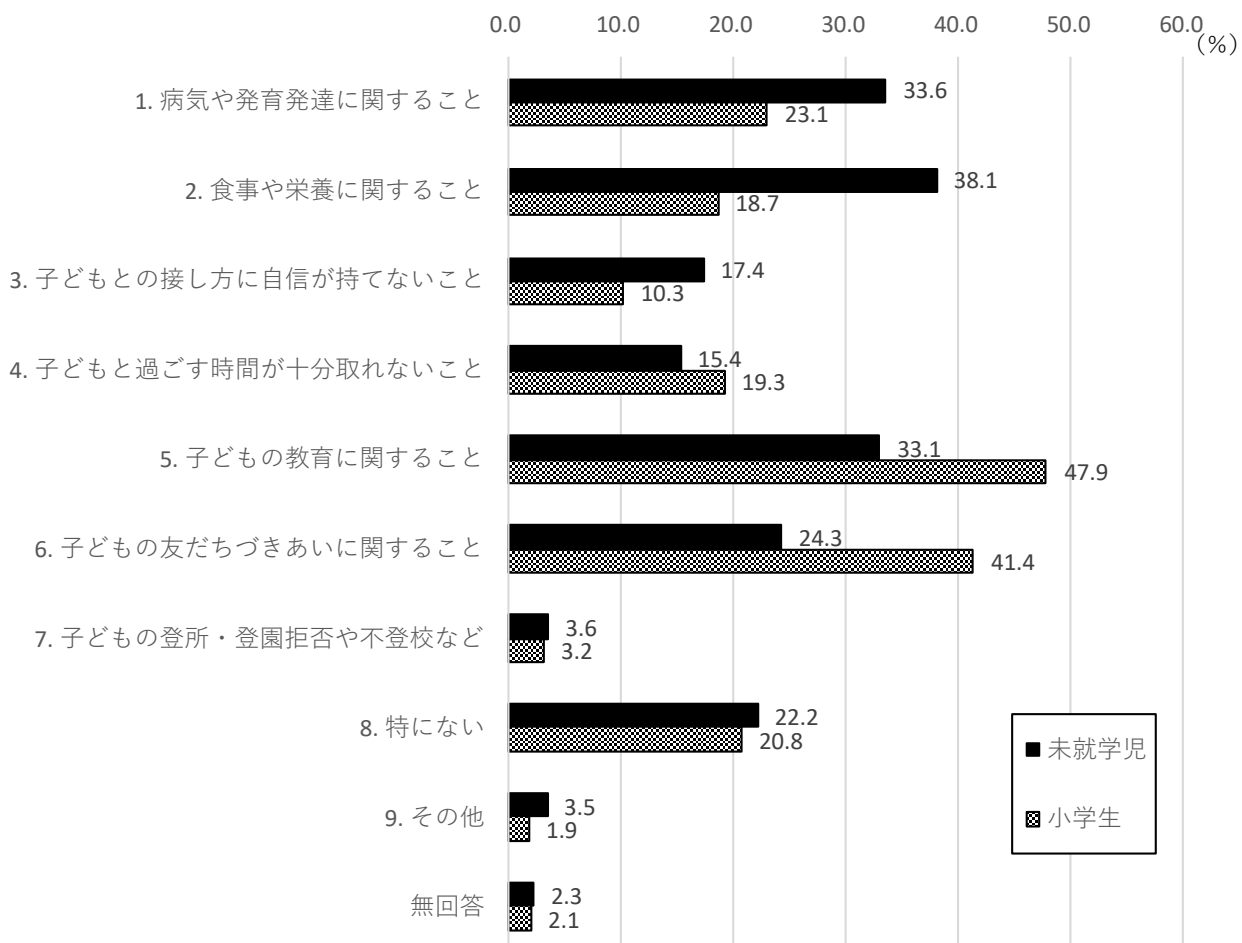
小学生保護者よりも未就学児保護者のほうが、わずかに楽しいと感じることの方が多いという回答が多くなっています。また今回調査と前回調査、いずれも大きな傾向の違いはみられませんでした。



④子育てに関する悩みなど

◆子どもに関すること

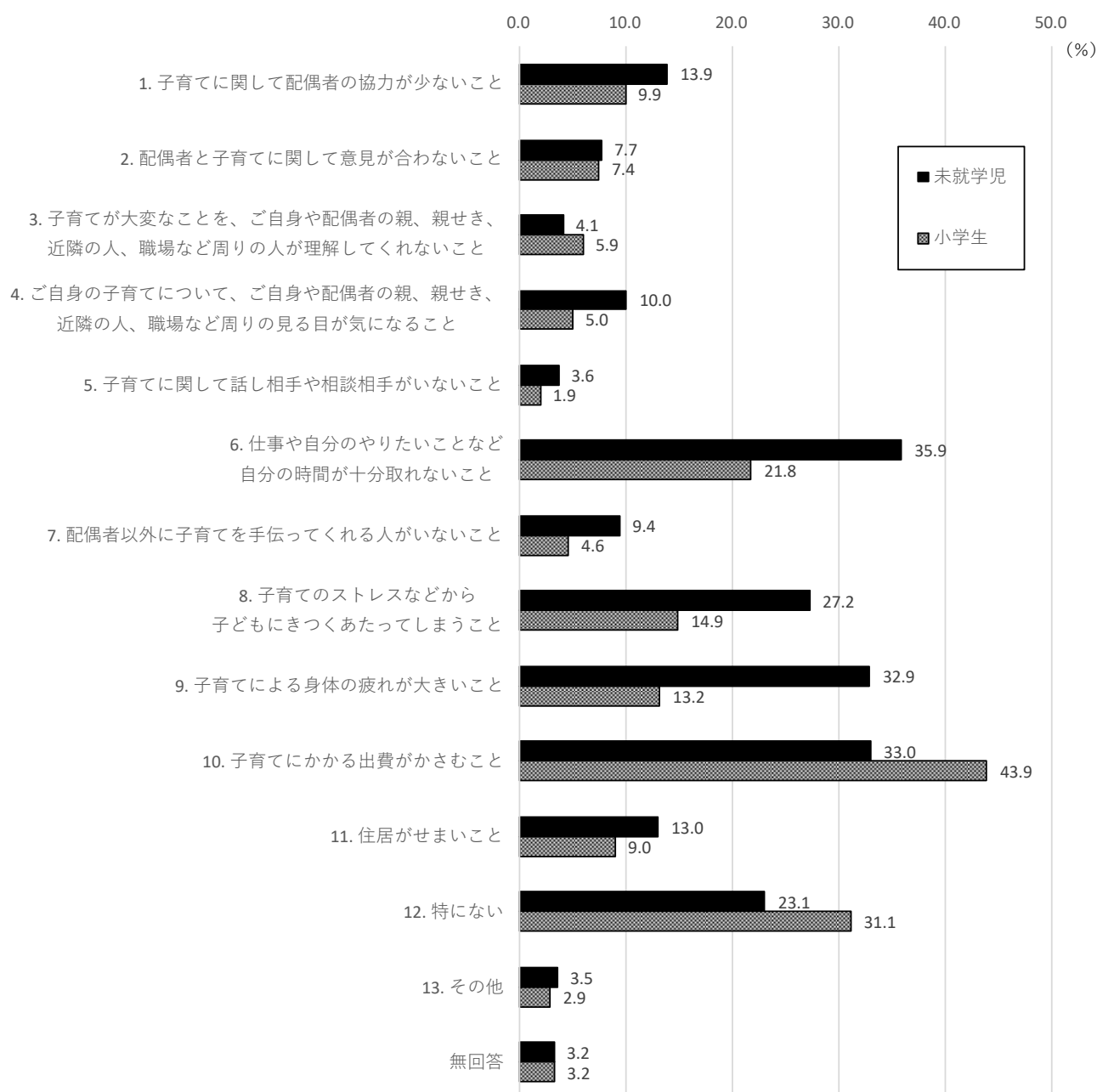
未就学児保護者は、食事や栄養に関することや病気や発達発育に関することを悩みとする回答が多くなっていますが、小学生保護者になると、子どもの教育に関することや子どもの友達づきあいのことを悩みとする回答が多くなっています。



◆保護者自身に関すること

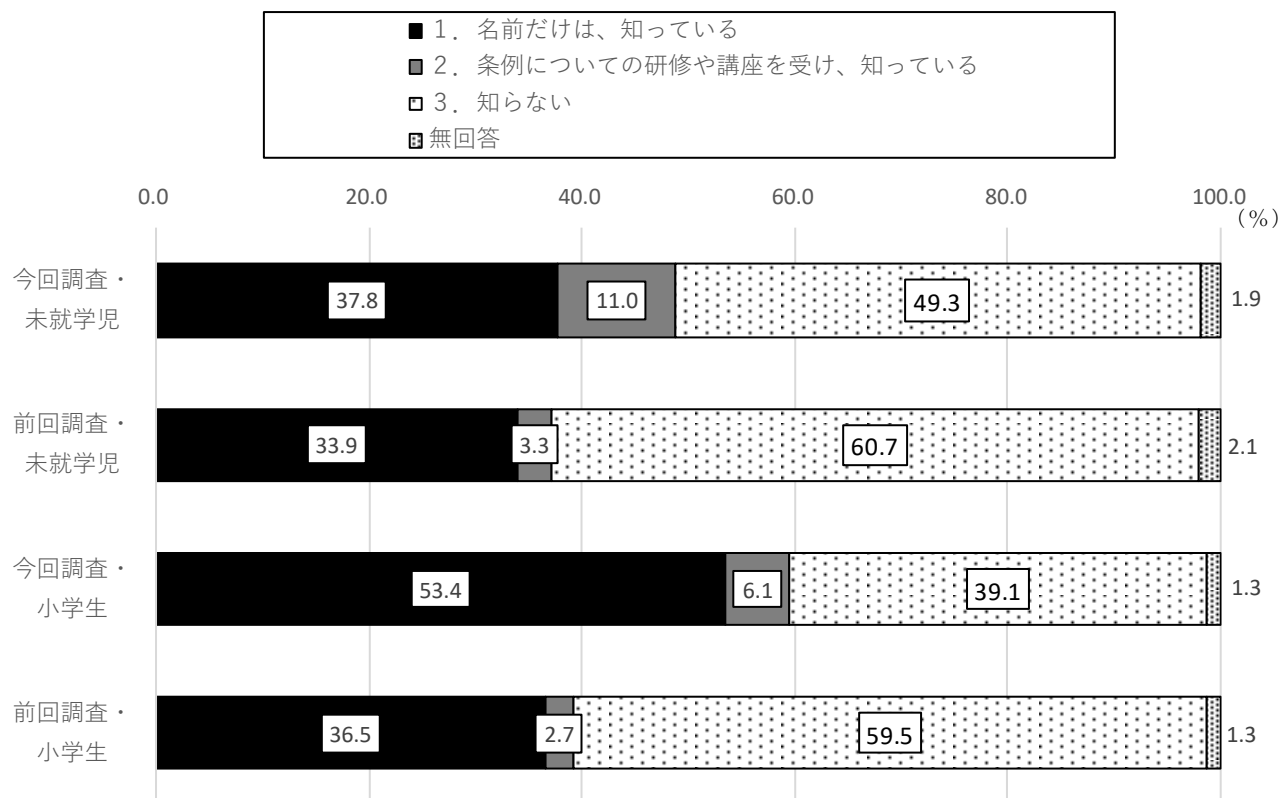
未就学児保護者は、仕事や自分の時間が持てないことを悩みとする回答が最も多くなっており、小学生保護者になると、子育てにかかる出費を悩みとする回答が最も多くなっています。

また、特にないとする回答が、未就学児保護者よりも小学生保護者が多くなっており、子どもの成長に伴い、子育ての負担感が少なくなっていることがうかがえます。



⑤「泉南市子どもの権利に関する条例」の認知度

今回調査における未就学児保護者は合計して約５割、小学生保護者は合計して約６割が知っていると回答しています。前回調査と比較して認知度は向上がみられます。



2 子どもの生活に関するアンケート調査

本計画策定にあたり、保護者だけでなく、子どもたち自身の思う生活の様子や考え方を把握する必要があると考えられるため、子どもたちに対してのアンケート調査も実施しました。

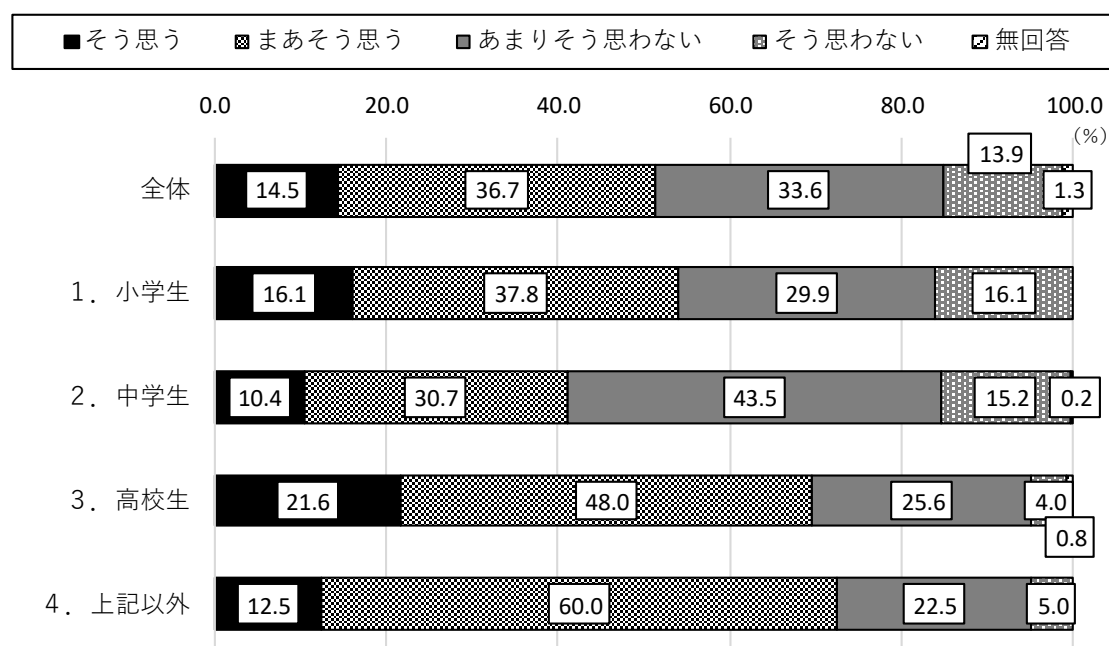
本調査は令和元年9月に、19歳以下の市民に対し実施しました。詳細は以下のとおりです。

調査対象	調査数	調査方法	対象者	回収票数 と回収率	調査期間
小学生	1,810	学校で配布	クラスを選定 し配布	1,154 63.8%	9月12日 ～ 9月30日
中学生		学校で配布			
高校生		郵送配布	無作為抽出		
それ以外の 19歳までの方		郵送配布			
その他		市内商業施設における 配布	ご協力の意志 を示した方		

次ページより、その結果の概要です。

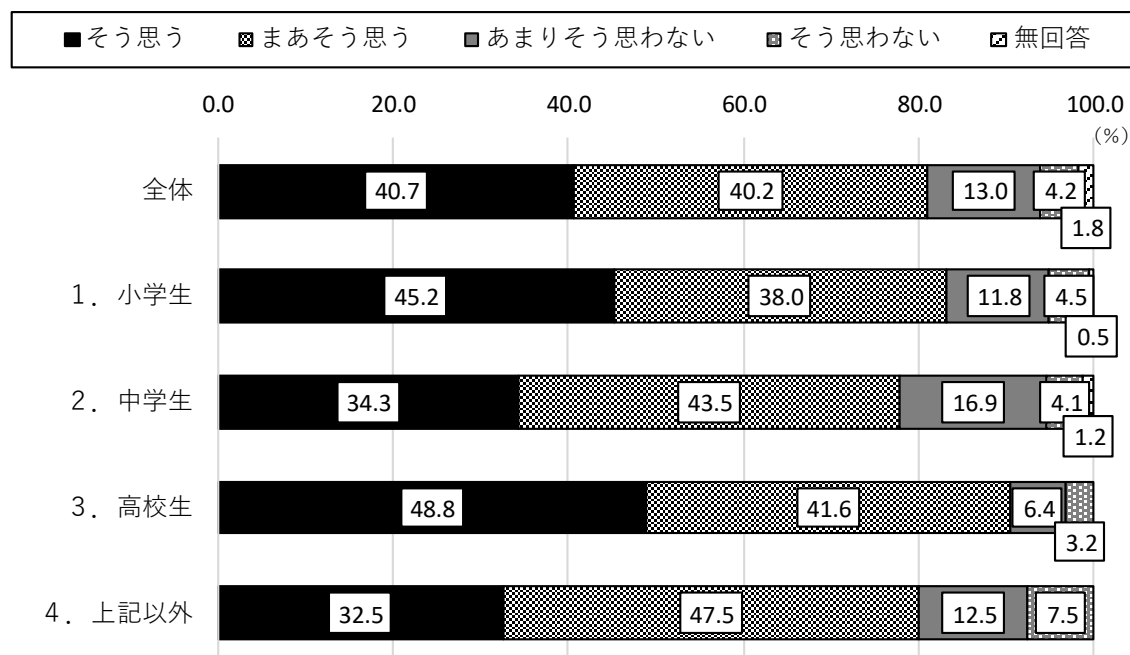
①自分のことが好き

自分のことを好きだと思う（「そう思う」「まあそう思う」の合計）と回答した割合は、中学生が極端に低くなっています。



②社会に役にたつことをしたい

社会貢献したい（「そう思う」「まあそう思う」の合計）と回答した割合は、特に高校生において顕著にあらわれています。



③放課後の居場所

放課後の居場所は、全体的に自分の家と回答した割合が、最も高くなっています。小学生においては、友達の家と学習塾や習い事が同程度の割合となっています。中学生になると、さらに学習塾や習い事の割合が高まり、部活動の割合も高くなっています。高校生になると、学習塾や習い事の割合が低下し、学校の割合が高まっています。

また、青少年センターや図書館、公民館等、子どもの利用できる公共施設の利用の割合は低い水準となっています。

		全体	小学生	中学生	高校生	左記以外
合計（人）		1,154	558	414	125	40
割合（％）	1. 自分の家	88.1	88.9	90.6	82.4	87.5
	2. 祖父母の家	5.8	7.2	4.6	5.6	0.0
	3. 親類（おじ・おば）の家	1.6	2.2	1.0	1.6	0.0
	4. 友達の家	19.7	29.6	12.8	5.6	2.5
	5. 近所の公園	14.1	22.4	8.5	1.6	2.5
	6. 広場や空き地	2.7	3.2	3.1	0.0	0.0
	7. 学校（校庭や体育館など）	12.3	8.4	12.8	30.4	10.0
	8. 部活動	15.6	0.2	34.8	27.2	0.0
	9. 青少年センター	0.6	1.1	0.0	0.8	0.0
	10. 図書館	0.9	0.4	1.4	0.8	2.5
	11. 公民館	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0
	12. あいぴあ泉南	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	13. 学習塾や習い事	28.5	29.7	33.6	15.2	2.5
	14. スポーツをするところ	5.0	6.5	3.9	4.0	2.5
	15. コンビニ	4.5	3.9	6.3	2.4	2.5
	16. ゲームセンター	3.5	3.8	4.1	0.0	2.5
	17. カラオケ店	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	18. 飲食店	1.0	0.7	1.0	1.6	5.0
	19. その他	6.2	4.7	3.9	14.4	27.5
	無回答	2.4	1.3	2.7	0.8	0.0

④不安や悩んでいること

小学生から高校生までは、勉強が最も大きな悩みとなっています。勉強を最も不安に感じているのは、中学生となっています。

		全体	小学生	中学生	高校生	左記以外
合計（人）		1,154	558	414	125	40
割合（％）	1. 自分の健康	19.8	21.1	18.6	20.0	22.5
	2. 顔や体型	32.1	26.9	35.7	43.2	47.5
	3. 性格やクセ	34.1	34.2	37.0	28.0	37.5
	4. 運動能力	29.5	32.3	30.9	20.8	15.0
	5. 勉強	49.0	39.8	63.8	53.6	25.0
	6. 食べること（朝食や夕食）	6.8	6.6	7.5	6.4	5.0
	7. 先生との関係	4.8	3.9	6.5	4.0	2.5
	8. 同性の友達との関係	16.6	16.3	18.1	16.8	12.5
	9. 異性の友達との関係	7.7	5.7	10.9	8.8	2.5
	10. 先輩や後輩との関係	6.0	2.5	11.6	4.0	5.0
	11. きょうだいとの関係	9.1	11.6	8.2	3.2	5.0
	12. 親との関係	8.8	7.0	12.3	4.8	12.5
	13. 将来や進路	30.9	20.8	40.1	52.0	25.0
	14. こづかい	15.1	15.8	16.7	9.6	10.0
	15. 両親の不和	3.3	3.6	3.9	0.8	2.5
	16. 学校に通うこと	6.5	5.9	7.2	7.2	7.5
	17. 仕事のこと	4.2	2.0	5.3	7.2	15.0
	18. ニュースなどで聞く社会問題	17.8	22.4	14.5	11.2	15.0
	19. 特にない	18.0	20.1	15.0	16.0	22.5
	20. その他	2.6	2.9	1.9	4.8	0.0
	無回答	3.6	2.7	3.6	0.8	0.0

⑤不安や悩みがあるときどうしているか

全体としては友達や家族に相談すると回答した割合が高くなっていますが、中学生のみ家族に相談する割合が低くなっています。また、誰にも言わないと回答した割合が、いずれの年齢層でも 20%以上います。

		全体	小学生	中学生	高校生	左記以外
合計（人）		1,154	558	414	125	40
割合（％）	1. 友達に相談する	50.8	46.8	53.6	61.6	52.5
	2. 母親に相談する	49.6	57.3	37.4	59.2	42.5
	3. 父親に相談する	20.4	24.9	13.8	23.2	20.0
	4. 祖父母に相談する	6.0	7.5	3.1	10.4	0.0
	5. きょうだいに相談する	12.0	12.7	11.1	13.6	10.0
	6. 学校の先生に相談する	11.9	12.4	10.9	16.0	5.0
	7. スクールカウンセラーに相談する	1.0	0.7	0.7	0.8	5.0
	8. 相談窓口相談する	0.3	0.4	0.0	0.0	2.5
	9. 電話相談を利用する	0.6	0.7	0.7	0.0	0.0
	10. インターネットを使って相談する	3.1	2.2	4.1	4.8	2.5
	11. 先輩や上司に相談する	2.2	0.9	2.2	4.0	15.0
	12. 誰にも言わない	24.5	22.9	27.5	23.2	25.0
	13. 相談したくない	12.5	15.6	10.4	6.4	15.0
	14. その他	5.1	4.1	6.5	6.4	2.5
	無回答	2.0	0.9	1.9	0.0	2.5

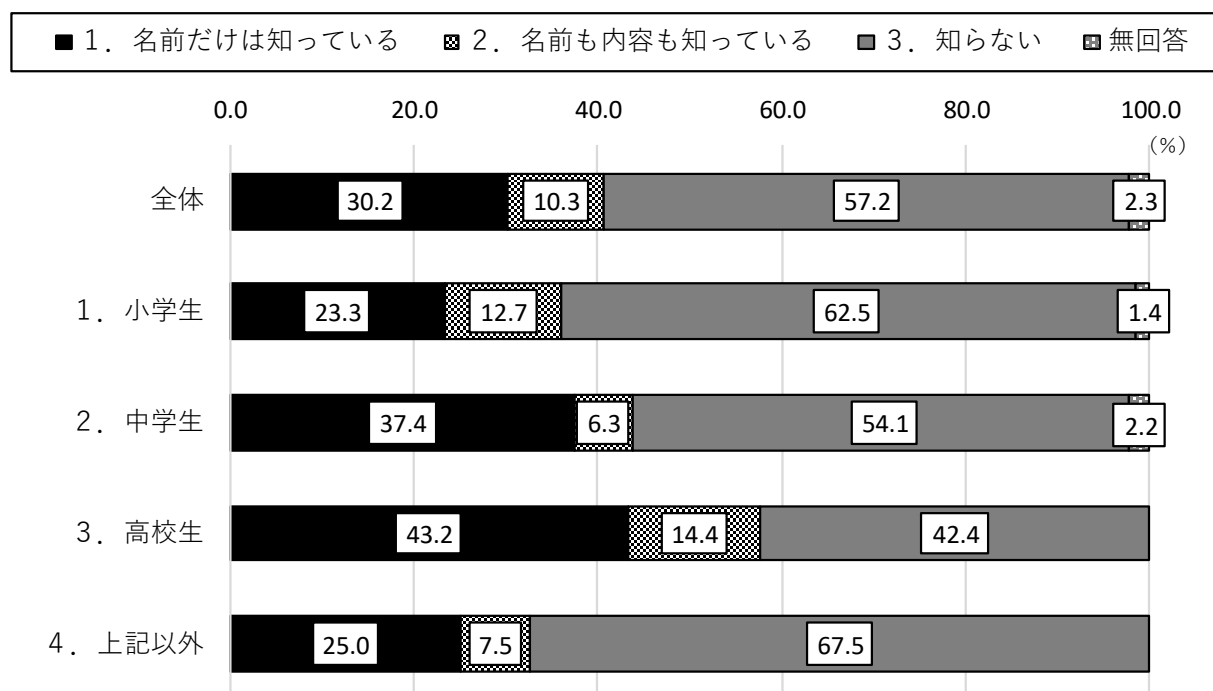
⑥相談したいところ

秘密にしてくれるところ、どんな話も聞いてくれるところの順で、回答した割合が高くなっています。

		全体	小学生	中学生	高校生	左記以外
合計（人）		1,154	558	414	125	40
割合（％）	1. 直接会って相談できるところ	38.7	41.0	36.2	40.8	37.5
	2. 電話で相談できるところ	10.7	9.5	11.6	14.4	7.5
	3. インターネットで相談できるところ	8.6	6.3	8.7	16.8	15.0
	4. 24 時間相談できるところ	12.7	13.1	12.3	14.4	7.5
	5. 自分と年齢の近い人に相談ができるところ	25.5	28.9	22.5	21.6	22.5
	6. おとな に相談できるところ	14.7	18.3	11.6	10.4	12.5
	7. どんな話も聞いてくれるところ	42.1	45.0	40.6	40.0	37.5
	8. 聞いたことを秘密にしてくれるところ	52.7	54.3	51.4	52.0	55.0
	9. 自分で解決することを支えてくれるところ	21.4	23.5	18.4	21.6	20.0
	10. 解決方法を教えてくれるところ	29.5	33.0	27.8	24.0	20.0
	11. 学校に近い又は学校の中にあるところ	8.4	10.8	6.0	4.8	12.5
	12. 学校に遠いところにあるところ	4.3	5.0	3.9	4.8	0.0
	13. その他	7.9	6.8	10.1	7.2	2.5
	無回答	4.5	3.6	4.6	2.4	2.5

⑦「泉南市子どもの権利に関する条例」の認知度

小学生から高校生にかけて認知度の向上が見られます。高校生になると、半数以上が認知しています。



第3章 計画の基本的な考え方

3-1 計画の基本理念

子育てとは、子どもとともに生活をつくっていく営みであり、子どもとおとなの共生、育ち合いだと言えます。子どもにとって親とは、自分の誕生のルーツ、アイデンティティーの基本であり、親子関係はかけがえのない大切なものです。親が子どもの幸せを願うのと同様に子どもは親の幸せを願うものです。こうした子どものすこやかな成長の基礎である家庭を支える責任が社会にはあります。

子どもは、次代を担う社会の未来であると同時に、おとなとともに社会の現在を構成するパートナーでもあります。子どもの誕生、子どものすこやかな成長は、社会の大きな力であり、希望なのです。

行動計画を立てるにあたっての基本理念を、子どももおとなも、ひとりひとりの尊厳が尊重され、現在を見据えて未来に夢や希望をもってつながることができるまちをめざして「子どもとおとなが、ともに夢や希望を語り、育むまち・泉南」とします。

子どもとおとなが、ともに夢や希望を語り、
育むまち・泉南

子どももおとなも、ひとりひとりの尊厳が尊重され、
現在を見据えて未来に夢や希望をもってつながることができるまち

3-2 基本的な視点

計画を推進するにあたり、特に次の4つの視点を重視して取り組みます。

1 すべての子どもの人権を保障すること

「子どもの権利条約」は、人種や言語や性、宗教、政治的意見や社会的出身、障害などの違いによりあらゆる差別を受けることなく、すべての子どもひとりひとりが尊重されることと、「子どもの最善の利益」が第一義的に考慮されなければならないことを定めています。

本市においては、平成24年に「泉南市子どもの権利に関する条例」を制定し、子どもが差別を受けることなく、平等に主体性を尊重され、すこやかに育つ権利の保障を推進してきました。

本計画においても、この視点を継承していきます。

2 出生前から思春期まで、すべての子育て家庭を支援すること

子育ては妊娠、出産から始まります。妊娠、出産から思春期まで、子育てのステージに応じた支援が必要です。

また、在宅子育て家庭、共働き家庭、ひとり親家庭、祖父母が育てる家庭、外国籍の家庭、再婚家庭など、子どもが育つ家庭の形はさまざまです。保護者の働き方も多様化が進んでいます。多様な家庭を認め合い、それぞれの家庭のニーズに応じたきめ細かな支援づくりをめざします。

3 当事者が主体的に参加することのできる地域支援体制づくり

子育ては本来、第一義的責任を持つ親が中心となり、その負担を社会全体で分かち合えるものです。親自身が主体となり、地域の人々とともに子育てをする中で自己肯定感を持ちながら、親として育っていきます。

こうした親育ちを促すためにも、親の主体性を尊重して、地域がつながる関係づくりをめざします。

また、当事者である子どもの声を聴くことを重視したうえで、子どもの主体性を尊重した、子どもの社会参加を支援する地域の体制づくりに努めます。

4 行政・民間・市民がそれぞれの役割と責任を分かち合って協働すること

子ども・子育て支援は日常生活の中のことであり、臨機応変かつきめ細かな個別対応でなければ有効であるとは言えません。こうした支援は、公的責任を明確にした上で、民間や市民の力を活かすことが重要です。行政、民間、市民がそれぞれの役割を認めあい、連携、協力していく関係をつくらなければなりません。NPOなどの育成、支援をふくめて、協働という新しい関係を築いていくことをめざします。

3-3 基本目標

計画の基本理念「子どもとおとなが、ともに夢や希望を語り、育むまち・泉南」を実現するために、「泉南市次世代育成支援対策地域行動計画」の4つの基本目標も継承し、施策・事業の展開を図ります。また、一つひとつの施策・事業の展開にあたっては、「どのように子どもの利益につながるのか」という観点を持ちながら、取り組めます。

1 すこやかに生み、育てる環境づくり

子育ては、妊娠、出産から始まります。母親にとって妊娠は自分の身体の変調が伴い、さまざまな不安を感じるものです。妊娠のときから、男女がともに理解し、協力し合い、誕生を経て思春期まで、子どものすこやかな成長を支援する環境をつくります。

2 子育て家庭を支援する仕組みづくり

地域における子育て支援の取組が始まっています。しかし、家庭の多様化が進むなかで、よりきめ細かな多様な支援が求められています。情報の発信や地域的なかたよりをなくすなど、誰もが安心して活用できる子育て支援の仕組みをつくります。

3 豊かな子ども時代をすごすための社会づくり

子どもの成長には、子どもたちが集い、のびのびと遊び、学ぶ場が必要です。さまざまな人との出会い、自然とのふれあいなど実体験をすることが大切です。子どもが自他を大切にし、自立心や社会性を養い、心身ともに豊かに育つよう、子どもたちの居場所や多様な学びの機会をつくります。

4 安全・安心のまちづくり

子どものすこやかな成長にとって、安全に暮らせる生活環境は大切です。子どもが危険にさらされたり、恐怖に脅かされたりしないよう安心して暮らせるまちをつくります。

第4章 事業量の見込みと確保方策

4-1 教育・保育提供区域などの設定

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法では、本計画の策定にあたり、「教育・保育を提供する区域」を定め、「区域ごとの量の見込み(必要利用定員総数)」や「確保方策」、「実施時期」を記載することとなっています。

内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位など、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定することとなっています。

本市では、就学前児童数の減少や施設立地のバランスなどを考慮し、全市1区の教育・保育提供区域を設定し、柔軟性のある需給調整を行っていきます。

本市の教育・保育提供区域における提供状況

区域面積 (k㎡)	就学前児童数 (人)	幼稚園 の数	認可保育所 の数	認定こども園 の数	小規模保育 事業所の数	区域内の 小学校の数
48.98	2,767	3	3	5	2	10

(平成31年4月1日現在)

2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業については、後掲の量の見込みを勘案した上で、事業の性質や実施状況を踏まえ、いずれも全市1区にて需給調整を図ります。

地域子ども・子育て支援事業名	
①利用者支援	⑧一時預かり事業
②地域子育て支援拠点事業	⑨延長保育事業
③妊婦健康診査	⑩病児・病後児保育事業
④乳児家庭全戸訪問事業	⑪放課後健全育成事業
⑤養育支援訪問事業	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑥子育て短期支援事業	⑬多様な主体が本制度に参入することを促進する事業
⑦ファミリー・サポート・センター事業	

4-2 子どもの人口の見通し

計画期間である令和2年度～令和6年度の児童人口を、コーホート変化率法（※）により推計したのが、以下の表です。いずれの年齢層の児童も減少の見込みであり、18歳未満の市全体の児童人口は、5年間で約1,300人減少する見込みです。

子どもの人口の見通し

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	404	394	382	368	356
1歳	416	407	397	385	371
2歳	409	410	402	392	380
0～2歳合計	1,229	1,211	1,181	1,145	1,107
3歳	440	408	408	400	390
4歳	514	441	409	409	401
5歳	487	510	437	405	405
3～5歳合計	1,441	1,359	1,254	1,214	1,196
6歳	493	487	510	437	405
7歳	502	489	483	506	434
8歳	548	500	487	481	504
6～8歳合計	1,543	1,476	1,480	1,424	1,343
9歳	565	546	499	486	480
10歳	578	564	545	498	485
11歳	568	577	563	544	497
9～11歳合計	1,711	1,687	1,607	1,528	1,462
12歳	597	567	576	562	543
13歳	613	596	566	575	561
14歳	632	611	594	564	573
12～14歳合計	1,842	1,774	1,736	1,701	1,677
15歳	684	627	606	589	559
16歳	682	682	625	604	588
17歳	740	679	679	622	601
15～17歳合計	2,106	1,988	1,910	1,815	1,748
0～17歳合計	9,872	9,495	9,168	8,827	8,533

資料：平成29年～平成31年の人口をもとに算出した推計値。

※「コーホート変化率法」……各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。なお、ここでいう「コーホート」とは、同じ年（又は同じ時期）に生まれた人々の集団のことをさします。

4-3 事業量見込みの算出方法について

本事業計画における事業量を推計するにあたり、推計人口と利用実績、ニーズ調査から導き出されたサービス利用意向をもとに、計画期間におけるニーズ量を算出しました。算出方法は、以下のとおりです。

1 算出項目

(1) 教育・保育施設及び事業

	対 象 事 業	対象年齢
1	1号認定（認定こども園（短時部）及び幼稚園） ※専業主婦（夫）家庭、就労短時間家庭	3～5歳
2	2号認定のうち、幼稚園利用希望の家庭 （認定こども園（短時部）及び幼稚園）	3～5歳
3	2号認定（認定こども園（長時部）及び保育所）	3～5歳
4	3号認定（認定こども園（長時部）及び保育所＋地域型保育事業）	0～2歳

(2) 地域子ども・子育て支援事業

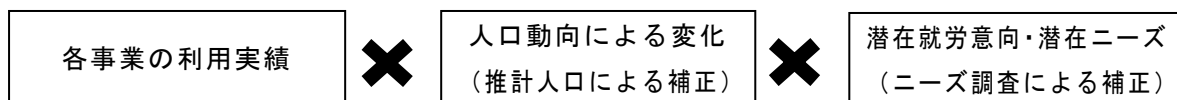
	対 象 事 業	対象年齢
1	利用者支援事業	0～5歳
2	地域子育て支援拠点事業	0～5歳
3	妊婦健康診査	—
4	乳児家庭全戸訪問事業	0歳
5	養育支援訪問事業	0～18歳
6	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	0～18歳
7	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） ＜就学児対象＞	1～6年生
8	一時預かり事業	0～5歳
9	延長保育事業	0～5歳
10	病児・病後児保育事業	0～11歳
11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	1～6年生
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	0～5歳
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	—

2 算出方法

需要量の見込みは、国の提示する算出手法を参考にしながら、現実的な見込み量が算出される手法を採用しました。

具体的には、現状の泉南市における利用実績（市民の市外利用含む）から、人口動向により基礎値を算出し、さらに本年度に実施したニーズ調査の結果にみられる潜在就労意向や潜在ニーズを加味して算出します。

基本的な算出の考え方



4－4 事業量見込みと確保方策（教育・保育給付対象事業）

1 保育3区分における教育・保育事業量

市内に居住する子どもの教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）、地域型保育事業（小規模保育事業）、認可外保育施設等の利用者数の見込量は、以下のとおりです。

量の見込みと供給体制

（単位：人）

	令和 2 年度				
	1 号	2 号	3 号		合 計
	3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1、2 歳	
	学校教育のみ	保育の必要性有り			
①量の見込み（必要利用定員総数）	717 (広域 10 含)	570	59 (広域 3 含)	335	1,681
②確保の内容	717	570	59	335	1,681
教育・保育施設	717	570	51	315	1,653
地域型保育事業			8	16	24
認可外保育施設	0	0	0	4	4

	令和 3 年度				
	1 号	2 号	3 号		合 計
	3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1、2 歳	
	学校教育のみ	保育の必要性有り			
①量の見込み（必要利用定員総数）	676 (広域 10 含)	537	58 (広域 3 含)	332	1, 603
②確保の内容	717	570	59	335	1, 681
教育・保育施設	717	570	51	315	1, 653
地域型保育事業			8	16	24
認可外保育施設	0	0	0	4	4

	令和 4 年度				
	1 号	2 号	3 号		合 計
	3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1、2 歳	
	学校教育のみ	保育の必要性有り			
①量の見込み（必要利用定員総数）	625 (広域 10 含)	496	56 (広域 3 含)	324	1, 501
②確保の内容	717	570	59	335	1, 681
教育・保育施設	717	570	51	315	1, 653
地域型保育事業			8	16	24
認可外保育施設	0	0	0	4	4

	令和 5 年度				
	1 号	2 号	3 号		合 計
	3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1、2 歳	
	学校教育のみ	保育の必要性有り			
①量の見込み（必要利用定員総数）	605 (広域 10 含)	480	54 (広域 3 含)	315	1,454
②確保の内容	717	570	59	335	1,681
教育・保育施設	717	570	51	315	1,653
地域型保育事業			8	16	24
認可外保育施設	0	0	0	4	4

	令和 6 年度				
	1 号	2 号	3 号		合計
	3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1、2 歳	
	学校教育のみ	保育の必要性有り			
①量の見込み（必要利用定員総数）	596 (広域 10 含)	473	53 (広域 3 含)	305	1,427
②確保の内容	717	570	59	335	1,681
教育・保育施設	717	570	51	315	1,653
地域型保育事業			8	16	24
認可外保育施設	0	0	0	4	4

本市の課題

現状の提供体制でニーズの充足は可能ですが、体制を維持するために幼児教育・保育人材の確保が必要です。また、家族構成や保護者の就労状況が変わってきており、各家庭と連携しながら、幼児教育・保育の質の維持・向上が求められます。

確保方策

【量の確保について】

市全体として供給に余力が出てくる見込みです。今後の就学前児童人口の推移を注視しながら、幼児教育・保育人材を確保し、供給体制の維持に努めます。

また、幼児教育・保育無償化にあたって、新たに施設等利用給付の対象となる認可外保育施設等の利用に対しても、利用者が円滑に実施できるよう、制度の周知・推進に取り組みます。

【質の確保について】

子どもの最善の利益が保障される、質の高い供給体制の確立が求められます。

これまで本市は質の確保のために、人権保育基本方針・人権保育推進プラン、人権教育基本方針・人権教育推進プランをもとに、実践の報告、ヒアリングの実施、研修の参加・推進などに取り組んできました。これまでの取組を継続し、府の幼児教育推進にかかる事業を活用しながら、質の向上に取り組めます。

4－5 事業量見込みと確保方策（地域子ども・子育て支援事業）

1 利用者支援

■ 事業内容と実施状況

妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援システムの構築をめざして、様々なニーズに対して総合的相談支援を行うとともに、地域の子育て支援事業や教育・保育施設などの利用についての情報集約と提供を行うこと、子どもや保護者から利用にあたっての相談に応じ、適切なサービスを選択し円滑に利用できるような必要な情報提供・助言を行うこと、関係機関との連絡調整などが主たる事業内容です。

本市では、基本型を「地域子育て支援センターひだまり」に、母子保健型を「保健センター」に立ち上げ、連携のもとで実施しています。

基本型は身近な立場から、子育て家庭の個別ニーズを把握して、施設や事業につなげていく機能を担い、母子保健型は、保健師等の専門性を活かして母子保健を中心としたネットワークにつなげる機能を担っています。

本市の課題

子育て家庭にとっては、子育てに関する相談は多岐にわたることも多く、どこに相談していいかわからない場合があります。子育て不安を抱える親にとって、利用すべき事業、地域とふれあうための場がわからないことは、さらなる不安へとつながる可能性があります。

利用者支援事業は子ども・子育て支援の総合的な情報提供窓口として、市内のどの事業も利用していない家庭などに適切な支援情報が届くよう、個々の家庭の状況把握、課題の分析を行い、事業案内だけでなく専門的な相談・支援の窓口へとつなげる役割も担うことが求められます。また、支援者同士の顔の見える関係による、連携した支援により、妊娠期から子育て期にわたる総合相談や支援をワンストップで行えるよう体制を整える必要があります。

(単位：力所)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	2力所	2力所	2力所	2力所	2力所
実績（H30）	2力所				
②確保の内容	2力所	2力所	2力所	2力所	2力所
基本型	1力所	1力所	1力所	1力所	1力所
母子保健型	1力所	1力所	1力所	1力所	1力所

確保方策

現行事業を維持し、窓口のさらなる周知を図るとともに、担当職員への研修等により相談業務のより一層の充実を図り、親との信頼関係を構築し、利用者目線での支援に努めます。

2 地域子育て支援拠点事業

■事業内容と実施状況

地域の身近な場所において、乳幼児親子が気軽に集える場を提供し、親子の交流や学びの講座、育児相談などを行う事業です。本市では、地域子育て支援センターをはじめ、4カ所において実施しています。

本市の課題

地域子育て支援拠点は、親子交流や育児相談、子育てに関する情報提供を行うなど、子育て支援の主たる場としての役割は非常に重要であり、さらなる充実を図る必要があります。

また、すべての子ども・子育て家庭への支援となるためには、日常生活の動線上に子育て支援の拠点があることが非常に重要となることを踏まえ、利用者支援事業の運用とともに、地域社会の中で多様な支援の場、機会が創出されることが求められます。

(単位：人回)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	20,457	20,157	19,658	19,058	18,426
実施箇所	中学校区ごとに1施設(4ヶ所)				
②確保の内容	4力所	4力所	4力所	4力所	4力所

確保方策

現状の体制を維持しながら、さらなる質の向上に努めます。

3 妊婦健康診査

■事業内容と実施状況

妊婦健康診査は、妊娠が正常に経過していることを確認し、胎児異常やハイリスク妊娠の早期発見、妊娠中に発症する各種合併症の発症予防など、母児共に健全な状態で、妊娠・出産を終えられるよう実施するものです。妊婦を対象とした個別健診を実施し、その診査費の一部（一人あたり14回分）を公費負担することにより、安全・安心な出産を支援しています。

本市の課題

すべての妊婦が、経済的な理由から必要な時期に健診を受診せず、出産に至ることのないよう、標準的な健診回数（14回）の公費負担を継続し、必要な方には妊娠期から継続的な支援を行う必要があります。

（単位：人）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	394	382	368	356	344
②確保の内容	すべての妊婦に対し、14回分の公費負担を実施				

確保方策

すべての妊産婦に対し、公費による一部負担（14回分）を継続します。

また、安全・安心な妊娠・出産をめざし、必要な方に妊娠期から継続的な支援を行います。

4 乳児家庭全戸訪問事業

■事業内容と実施状況

出産後の親子が地域でいきいきとした生活がおくれるよう、子育て支援に関する情報提供及び支援が必要な方に適切な支援を提供することを目的に「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施しています。保健師・助産師・こんにちは赤ちゃん訪問員（研修を受けた民生児童委員）が生後2カ月から3カ月頃に各家庭を訪問しています。

保護者の希望により、生後28日までの保健師・助産師による新生児訪問も実施しています。

本市の課題

全戸訪問に向け、今後も保護者への周知を図る必要があります。ハイリスクの家庭には医療機関と連携のもと早期訪問を実施し、関係機関や地域と連携し必要な支援を行う必要があります。

また、訪問時以外も相談できるよう、相談窓口の普及が求められます。

（単位：人）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	404	394	382	368	356
実績（H30）	対象者：414				
②確保の内容	全戸訪問の実施 生後4カ月以内の訪問				

確保方策

長期里帰りや長期入院等で4カ月までに訪問できていない家庭に対しては、乳幼児健診や予防接種等の際、個別面接により情報提供を行い、すべての家庭に対し必要な情報を提供します。また、ハイリスクの家庭には、早期訪問を実施し支援体制の構築をめざします。

5 養育支援訪問事業

■事業内容と実施状況

乳児家庭全戸訪問事業の結果に基づきケース対応会議を行い、養育支援が必要と考えられた家庭に対しては、専門的な訪問指導を継続的に実施しています。また、泉南市子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を開催し、関係機関などと連携・協議して、要保護・要支援児童や特定妊婦等も含んだ支援の構築や、児童虐待の未然防止、早期発見及び虐待を受けた児童への迅速な対応や、児童虐待問題等についての市民の理解や地域力の向上に向けて市民啓発を実施しています。

本市の課題

児童虐待の件数が毎年増加を見せる近年のわが国の傾向から考えても、子育てに対する親の不安の高まりをいち早く緩和し、子どもの権利の保障を図る必要があります。

（単位：人）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	971	934	885	858	837
実績（H30）	1,044				
②確保の内容	養育支援が必要な家庭に対して訪問支援				

確保方策

児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、また、児童虐待ケースの場合については遅延なく対応できるよう、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）が中心となった地域一体の見守りネットワークを構築し、細かな連絡調整を速やかに実施できる体制づくり、取組強化を図ります。

6 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

■事業内容と実施状況

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合などに、保護を適切に行うことができる児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業ですが、現在、他市2カ所の施設に委託を行っています。

本市の課題

利用希望の動向を注視しつつ、本市に適した事業のあり方を検討する必要があります。

（単位：人日）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	5	4	4	4	4
②確保の内容	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所

確保方策

核家族化の進む昨今の情勢から、レスパイトケア（※）の重要性が今後高まることが想定されるため、本市に最も適する実施のあり方を検討していきます。また、本事業は元来児童養護措置の側面の強い事業であり、需要の深刻さ、重篤さを見極め、岸和田子ども家庭センターとの連携のもと、個別に対応を検討するものとします。

※レスパイトケア……乳幼児や障害児・者、高齢者などを在宅でケアしている家族を癒やすため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図るための家族支援サービス。

7 ファミリー・サポート・センター事業

■事業内容と実施状況

児童の送迎や一時預かりなど育児の援助を「行いたい人（協力会員）」と「受けていたい人（利用会員）」からなる相互援助活動について連絡・調整を行い、子育て支援を行う事業です。本市では1カ所にて実施しています。

本市の課題

援助活動の取組について、周知することで、登録会員の拡大することが求められます。

（単位：人日）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	212	206	198	190	183
実施箇所（H30）	市直営1件 活動回数：228				
利用会員登録者数（H30）	328 （※両会員61人含まず）				
協力会員登録者数（H30）	124 （※両会員61人含まず）				
②確保の内容	212	206	198	190	183

確保方策

安定した登録会員の確保のため、広報活動を引き続き充実するとともに、安心安全な援助活動につなげるため、研修の充実に取り組みます。

8 一時預かり事業

(1) 幼稚園での一時預かり事業（幼稚園型：在園児対象）

■事業内容と実施状況

幼稚園における「一時預かり事業」は、通常の教育時間後や、長期休業期間中などに、希望する在園児を対象に保育を行う事業です。本市では、8カ所（幼稚園、認定こども園）において実施しています。

本市の課題

市内の1保育所が認定こども園に移行するにともない、現行の体制に加え、合計9カ所での利用が可能になります。これにより、幼稚園（教育標準時間）利用者の預かり保育のニーズは充足すると考えられます。

預かり保育の目的や役割、利用時間帯、利用料金なども含め、今後のあり方について検討する必要があります。

（単位：人日）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	12,611	11,893	10,974	10,624	10,467
②確保の内容 （在園児対象型）	12,611 （9カ所）	11,893 （9カ所）	10,974 （9カ所）	10,624 （9カ所）	10,467 （9カ所）

確保方策

現行体制を維持しながら、質の向上をめざします。

(2) 幼稚園以外での一時預かり事業（一般型など：未就園児対象）

■事業内容と実施状況

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所などにおいて、一時的に保育を行う事業です。育児疲れの解消など心身のリフレッシュを支援するためにも重要な事業です。

現状では、市内3カ所において実施しています。

本市の課題

一時預かり事業の目的や役割、利用時間帯、利用料金なども含め、今後のあり方について検討する必要があります。

(単位：人日)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	731	703	666	646	630
②確保の内容	731	703	666	646	630

確保方策

より多くの未就園児童のいる家庭が、本事業を利用いただけるよう努めます。

9 延長保育事業

■事業内容と実施状況

保護者の就労形態の多様化、長時間通勤などに伴う延長保育需要に対応するため、通常の保育時間を超えての延長保育を、市内10カ所において実施しています。

本市の課題

子どもの数は減少が予想されるものの、子育て世帯の就労が増加していることから、現状の提供体制を維持する必要があります。

(単位：人)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	520	501	474	460	449
②確保の内容	520 (10カ所)	501 (10カ所)	474 (10カ所)	460 (10カ所)	449 (10カ所)

確保方策

現行体制を維持し、質の向上をめざします。

10 病児・病後児保育事業

■事業内容と実施状況

児童が病気のために集団で保育を受けることが困難な期間において、一時的に預かる事業です。

現在本市においては、4カ所で体調不良型を行っています。

本市の課題

子育て世帯の就労が増加していることから、適切な提供体制を検討する必要があります。

(単位：人日)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	946	911	863	836	816
②確保の内容	946 4カ所	911 4カ所	863 4カ所	836 4カ所	816 4カ所

確保方策

市内実施の事業で充足は図れますが、利用者が集中した場合における円滑な広域事業への誘導など、万全の提供体制の構築を図ります。

11 放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）

■事業内容と実施状況

保護者や同居親族の就労又は疾病などにより家庭が昼間留守などになる児童を対象に、授業の終了後などに、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。本市では、10カ所の放課後児童会において実施しています。

本市の課題

子どもが、子どもの保護者や地域と接する時間が、かつてよりも少なくなっており、本事業において、子どもの居場所の確保が求められます。子どもの数は減少が予想されるものの、質の向上に取り組む必要があります。

（単位：人）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	425	420	414	396	376
1年生	125	121	118	113	107
2年生	62	60	59	57	54
3年生	83	80	79	75	72
4年生	83	80	79	75	72
5年生	62	60	59	57	54
6年生	20	19	20	19	17
②確保の内容	425 (10カ所)	425 (10カ所)	425 (10カ所)	425 (10カ所)	425 (10カ所)

確保方策

【量の確保について】

子どもの数の減少が見込まれることから、量的な拡大は見込みません。

【質の確保について】

放課後の居場所は、子どもにとって重要な自己形成の機会となるものであり、質の向上が求められます。指導員を積極的に研修等へ派遣することにより、質の高い事業提供に取り組めます。

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■事業内容と実施状況

市が定めた保育料以外に、教材費、園外活動などの行事費、給食費などは実費負担にかかる費用として、保護者同意の下、施設が独自に徴収することができます。この実費徴収に対して、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

■今後の方向性

新制度未移行幼稚園に通う子ども世帯で、低所得世帯及び第3子以降の子どもがいる世帯に、副食費の実費徴収分の一部を補助します。

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

■事業内容と実施状況

新規施設事業者が安定的かつ継続的に事業を運営し、地域ニーズに即した保育などを円滑に実施できるよう、実地支援、相談・助言、連携施設のあっせんなどを行う事業です。

■今後の方向性

今後、事業実施を検討していきます。

第5章 分野別施策の展開

5-1 施策体系

< 基本理念 >

**子どもとおとなが、ともに夢や希望を語り、
育むまち・泉南**

< 基本的な視点 >

すべての子どもの人権を保障すること

出生前から思春期まで、すべての子育て家庭を支援すること

当事者が主体的に参加することのできる地域支援体制づくり

行政・民間・市民がそれぞれの役割と責任を分かち合って協働すること

< 基本目標 >

I すこやかに生み、育てる
環境づくり

II 子育て家庭を支援する
仕組みづくり

III 豊かな子ども時代を過ごす
ための社会づくり

IV 安全・安心のまちづくり

< 基本施策 >

(1) 安心できる妊娠・出産への支援
(2) 子どもの生命や性との出会いへの支援
(3) 障害児特別支援事業の充実
(4) 小児医療体制の充実

(1) 子育てに関する情報の収集と発信
(2) 地域における子育て支援事業の充実
(3) 子育てと仕事の両立支援
(4) 育児不安の軽減と児童虐待防止への支援
(5) 子どもの未来のための支援

(1) 子どもの人権の尊重
(2) 就学前の子どもの学び・育ちへの支援
(3) 就学後の子どもの学び・育ちへの支援
(4) 子ども・若者への支援
(5) 地域における子どもの学び・育ちへの支援

(1) 子ども権利擁護システムの整備
(2) 市民の力の活用と協働
(3) 地域の環境整備

＜基本目標と「泉南市子どもの権利に関する条例」の関係＞

第1条 条例の目的

第2条 定義

I すこやかに生み、育てる環境づくり

第3条 子どもの権利の尊重

第4条 子どもの意見表明と参加

第8条 子どもの権利に関する
学習と教育

第9条 親その他の保護者の支援

II 子育て家庭を支援する仕組みづくり

第3条 子どもの権利の尊重

第4条 子どもの意見表明と参加

第7条 子どもの居場所づくり

第8条 子どもの権利に関する
学習と教育

第9条 親その他の保護者の支援

第10条 子ども施設職員の支援

第11条 せんなん子ども支援
ネットワーク

III 豊かな子ども時代をすごすための社会づくり

第3条 子どもの権利の尊重

第4条 子どもの意見表明と参加

第5条 せんなん子ども会議

第6条 子どもの相談と救済

第7条 子どもの居場所づくり

第8条 子どもの権利に関する
学習と教育

第15条 条例の実施と広報

第16条 条例の実施に関する
検証と公表

IV 安全・安心のまちづくり

第3条 子どもの権利の尊重

第4条 子どもの意見表明と参加

第6条 子どもの相談と救済

第12条 施設等における子ど
もの安全

第13条 災害時における子ど
もの安全

第14条 泉南市子どもの権利
の日

5-2 施策展開

I すこやかに生み、育てる環境づくり

核家族化や共働き家庭の増加に伴い、妊娠・出産・乳児期の育児期間の不安や孤立感はかつてよりも高まっているものと考えられます。また、子どもが成長しても急な病気への不安など、親にとって子どもの心身への不安は絶えることはありません。

特に、様々な理由から親族や地域の支援を受けづらい親にとって、慣れない育児に負担感・孤立感が高まり、児童虐待につながることも懸念されます。

本市は、妊娠・出産・育児期を通じて親へのきめ細かな支援に取り組み、子どもが健やかに育っていきける環境づくりに取り組みます。

また子どもにとって、思春期の体や心の問題は、生涯の成長に大きな影響を及ぼすことから、子どもがそれぞれに持つ悩みをありのままに相談できる支援体制の整備や啓発に取り組みます。特に、情報ツールの発達により子どもたちが性情報に触れる機会が増えており、性の諸問題に対して子どもが傷つくことのない意思決定を主体的にできるよう、啓発に取り組みます。

発達に課題がある子どもに対しては、子ども総合支援センターを中心として、そのライフステージに寄り添った支援を推進していきます。

「泉南市子どもの権利に関する条例」における視点

- (第3条) 子どもの権利の尊重 (第4条) 子どもの意見表明と参加
- (第8条) 子どもの権利に関する学習と教育
- (第9条) 親その他の保護者の支援

■ 施策の方向

- (1) 安心できる妊娠・出産への支援
- (2) 子どもの生命や性との出会いへの支援
- (3) 障害児特別支援事業の充実
- (4) 小児医療体制の充実

■ 実施事業

- (1) 安心できる妊娠・出産への支援

事業名	事業内容
利用者支援（母子保健型）の実施	妊娠期から子育て期にわたり、母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに関係機関が相談して支援プランの策定などに努めます。
地域子ども子育て支援事業	

事業名	事業内容
妊娠・出産に関する情報提供の充実	妊娠・出産・子育てに関する情報を充実することで、妊産婦や子育て家庭の保護者が利用すべき事業や相談先に迷うことがないように努めます。
特定不妊治療助成の実施	高額な治療費を要する特定不妊治療（体外受精・顕微授精）について、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減します。
両親教室の充実	男女ともに、妊娠・出産・育児についての理解を深め、妊婦が周囲からサポートされていると感じることができるよう保健指導や情報提供、個別相談の充実に努めます。 特に、少子化対策の一環として、男性の育児に対しての意識醸成を図ります。また、祖父母世代を対象とすることについても、検討を進めます。
妊婦健康診査の充実 地域子ども子育て支援事業	すべての妊婦が、経済的な理由から必要な時期に健診を受診せず、出産に至ることのないよう、標準的な健診回数（14回）の公費負担を継続し、必要な方には妊娠期から継続的な支援を行い、安全・安心な妊娠・出産をめざします。
産婦健康診査の実施	産後2週間、産後1カ月の出産間もない時期の産婦に対する健康診査を実施し、産後うつや新生児への育児負担の解消を図ります。
産後ケア事業の実施	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ります。
乳幼児健診の充実・ 健診時の育児相談の充実	乳幼児の健全な発育発達を促進するため、月齢に応じて健康診査を行います。また未受診者に対しては通知や訪問を行うなどフォローアップに努めます。 普段、相談する機会の持てない保護者に対し、保健師や保育士・療育指導員による育児相談を実施することで、子育ての不安の緩和に努めます。
子どもの事故防止のための啓発活動の推進	乳幼児突然死症候群(SIDS)や誤飲、やけどなどの応急手当や、子どもの事故防止のための知識の普及と意識啓発に努めます。
健康や生活習慣指導の充実	食や生活習慣と健康について、専門家による講座を行うなど、知識の普及に努めます。
母子健康手帳交付時の個別相談の充実	母子健康手帳交付時に、母親全員に対し、保健師による面接及びアンケートを実施し、それにもとづいた適切な情報提供や個別相談に努めます。
家庭訪問事業の充実 （妊娠期・産褥期） 地域子ども子育て支援事業	全戸訪問に向け、今後も保護者への周知を図ります。ハイリスクの家庭には医療機関と連携のもと早期訪問を実施し、関係機関や地域と連携し必要な支援を行います。 また、訪問時以外も相談できるよう、相談窓口の普及を行います。
妊娠出産、育児時期の心と身体の相談室の充実	安全な妊娠・出産や安心した子育てができるように、妊娠中から健康管理や仲間づくりを支援します。育児相談や遊びや居場所を提供し育児不安の解消に努めます。

事業名	事業内容
大阪府小児救急電話相談事業の啓発	母子健康手帳の交付時や乳幼児健診時などに、発熱などの子どもの状態に対し、保護者があわてず対応できるよう相談窓口の啓発を行います。

(2) 子どもの生命や性との出会いへの支援

事業名	事業内容
健康教育・生命の教育の充実	子どもの身体能力の低下や、家庭で食事などの生活習慣を習得する時間の減少が課題として考えられます。また、近年の児童虐待の一因として、子どもの頃から自分を含めた生命の大切さを認識する機会がなく、自尊感情や愛着の醸成が十分でない点も考えられます。 このため、学校や保育所・幼稚園・認定こども園（以下「幼児教育・保育施設」という。）の生活全体の中で、心と身体の健康づくりや食育、生命を大切にする教育を進めます。
思春期保健の充実、相談体制の充実	生涯にわたり健康に過ごすための基礎となる思春期において学校など関係機関と連携を図り、生命の尊さや性、心と身体の健康づくりについての正しい知識の普及を行います。 「妊娠 SOS」や「思春期相談」を広く周知し、子どもが直接相談できる体制の充実に努めます。
中高生の薬物乱用・喫煙や飲酒に対する学習の充実	薬物乱用防止に関するポスターや冊子をもとに、薬物乱用防止について啓発を行います。また専門家の講演などを実施し、学習の充実を図ります。指導を通して喫煙・飲酒・薬物などについての有害性を訴えていきます。
乳幼児とふれあう機会の提供	小学校、中学校、高等学校の教科や特別活動、総合的な学習の時間などにおいて、乳幼児とのふれあいを行うことで、親として子どもに接する体験と、子どもを生み育てることの意義などを理解する活動を推進していきます。また、小学校、中学校の空き教室を利用して子育て支援事業を実施し、乳幼児の親子と接する活動を推進していきます。 子育て講座の一時保育担当として、中高生の保育ボランティアを推進しています。

(3) 障害児特別支援事業の充実

事業名	事業内容
障害児保育・教育の推進	保育・教育の中で基礎的環境整備を高め、合理的配慮を行い、支援を必要とする乳幼児・児童・生徒への保育・教育を充実するとともに、障害や子どもの特性に応じたきめ細やかな指導を早期に行い、保育・教育の効果が上がるよう努めます。また、職員研修などを通して保育・教育の質の向上にも努めます。
泉南市子ども総合支援センター事業の推進	障害児支援、発達支援など、支援を要する児童に対する地域の拠点施設として、子ども総合支援センターにおいて、子どものライフステージに応じた集約的な事業展開を推進します。
障害児の居場所の確保と保護者への支援	障害のある児童が（保育時間終了後や放課後、長期休暇中などに）気軽に集まることのできる場所を提供し、保護者の就労支援や一時的な休息、交流や学びの場などを目的に実施します。
幼児教育・保育施設等における受入れ支援	幼児教育・保育施設の円滑な受入れを支援するため、訪問指導を行います。また、学校等と障害児支援事業所との連携強化に取り組みます。
発達相談・療育相談・発達検査・巡回相談・家庭訪問の充実	子どもの発達に課題がある家庭の相談に応じ、子ども総合支援センターなどにおいて適切な助言や支援を行います。必要に応じて、要保護児童対策地域協議会において情報共有を行いながら、心理職、療育指導員、支援教育に関する専門的知識を有する人材を活用します。
療育の充実	発達に課題がある子どもを対象にした療育の充実に努めます。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	医療的ケアが必要な児童の支援に関する協議の場を設置し、保健・医療・福祉・教育その他関係機関と連携を図り、必要な支援をするための地域づくりに努めます。
各校園所や公共施設のバリアフリー化の推進	障害児の利用を想定し、各校園所や公共施設のバリアフリー化に努めます。
障害児・慢性疾患児を持つ親のネットワークづくりとサークル活動の育成支援の充実	関係機関と連携を図りながら自主的なグループの組織化を支援するとともに、その活動内容のPR、グループ間のネットワークづくりの支援などを行います。
講演会・学習会の充実	様々な障害について学ぶ機会を、関係機関と連携しながら提供します。

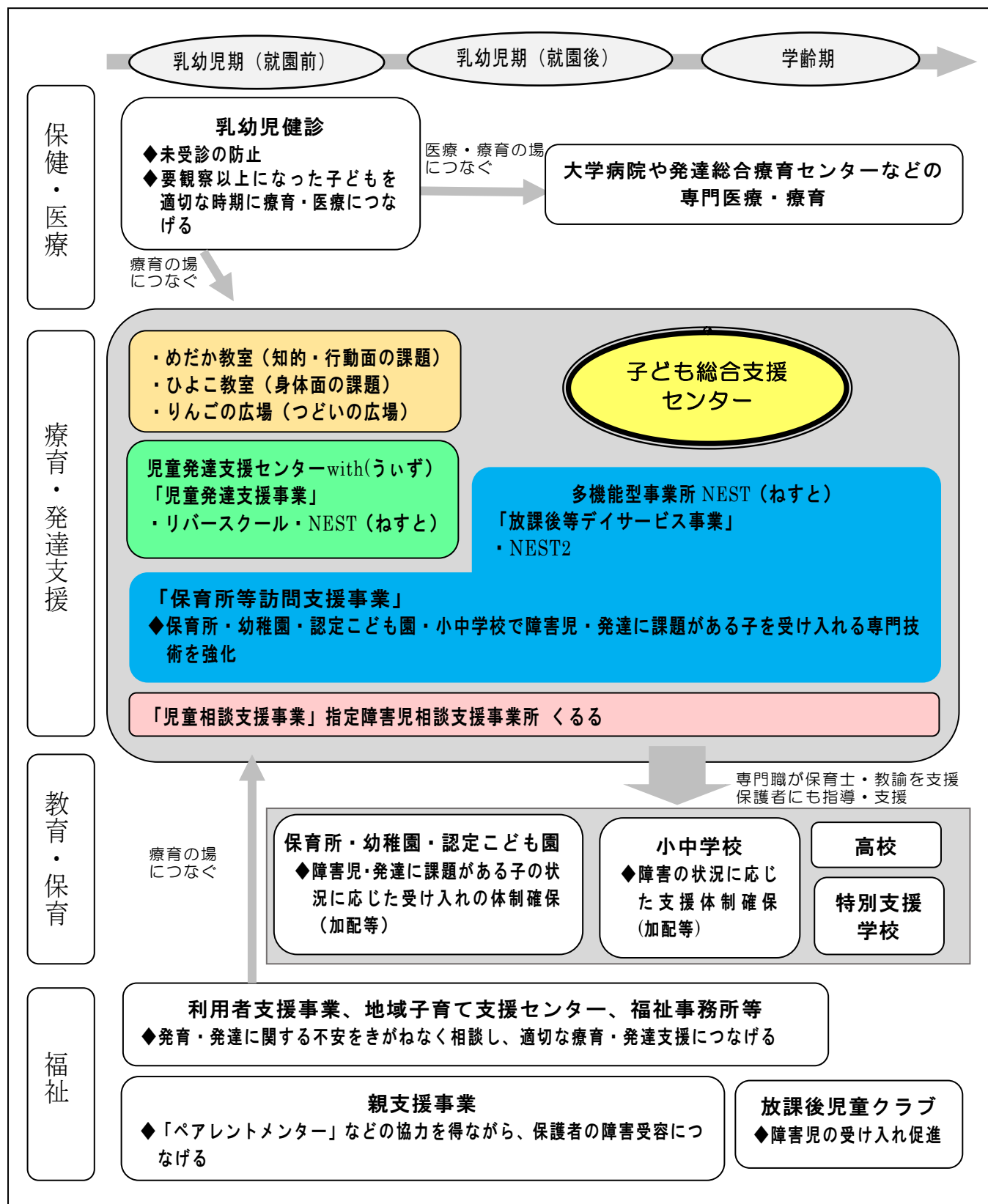
(4) 小児医療体制の充実

事業名	事業内容
小児救急医療の充実、啓発	子どもが病気の際に適切に救急相談を行い、休日や夜間にも受診ができるよう、医療体制の充実を促進するとともに、救急相談についての啓発などを行います。
講座の開催・医療情報の提供	アレルギー・喘息・感染症などの疾患がある子どもの個別相談や健康に関する講座などにおいて、正しい知識の普及啓発を図ります。
予防接種の推進	子どもを感染症から予防するため、予防接種の推進を図るとともに、乳幼児健康診査などの機会を通じて保護者への啓発により接種率を向上させます。



■本市における障害児支援のイメージ

乳児期から学齢期の各ライフステージにおいて、一人ひとりの障害や発達の状況に応じて、関係機関の連携のもと、きめ細かな療育・発達支援を進めます。とりわけ、「保育所等訪問支援事業」により、保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校での受け入れ体制の強化を図ります。



Ⅱ 子育て家庭を支援する仕組みづくり

子どもがのびのびと過ごせる環境づくりのためには、子ども自身の意見に耳を傾けながら、親が必要な支援を受け、親子ともが人生に喜びや生きがいを感じる事が重要です。

制度的に子育て支援が充実する一方で、情報が氾濫し、子育て家庭が必要な支援を選択しづらくなっています。支援を受けられないまま、虐待に至るケースも全国的に増加しており、地域社会の日常的な関係性の中で課題をとらえ、ネットワークによる支援をしていくことが求められます。

また、家庭の経済状況や就労状況により、十分な教育や医療を受けられない状況を支援する必要があります。このため、家庭への経済支援や地域から日常的な支援を受けられる場づくりを通じて、子どもが健やかに育っていける環境づくりを行います。

施策推進にあたっては、子ども自身が育ちの中で夢や希望を培い、そこに向かって歩いていくための施策であることを基本とします。そのため、子ども自身の声が置き去りにならないよう、子どもの意見表明や社会参加の機会を確保しながら、取り組みます。

「泉南市子どもの権利に関する条例」における視点

- (第3条) 子どもの権利の尊重 (第4条) 子どもの意見表明と参加
- (第7条) 子どもの居場所づくり
- (第8条) 子どもの権利に関する学習と教育
- (第9条) 親その他の保護者支援 (第10条) 子どもの施設職員の支援
- (第11条) せんなん子ども支援ネットワーク

■ 施策の方向

- (1) 子育てに関する情報の収集と発信
- (2) 地域における子育て支援事業の充実
- (3) 子育てと仕事の両立支援
- (4) 育児不安の軽減と児童虐待防止への支援
- (5) 子どもの未来のための支援

■ 実施事業

(1) 子育てに関する情報の収集と発信

事業名	事業内容
利用者支援（基本型）の実施 地域子ども子育て支援事業	子ども・子育て支援の総合的な情報提供窓口として、市内のどの事業も利用していない家庭などに適切な支援情報が届くよう、個々の家庭の状況把握、課題の分析を行い、事業案内だけでなく専門的な相談・支援の窓口へとつなげる役割も担います。また、支援者同士の顔の見える関係による、連携した支援につなげます。
子育て相談支援の推進	地域子育て支援センターにおける各種の子育て支援事業の参加者や、保健センター等の健診に訪れた親子に声をかけ、育児相談や情報提供を行います。また、不安のある保護者については関係機関で情報共有を行い、保護者のつどいや、ケース会議へとつなぎ、切れ目ない継続支援に努めます。
切れ目のない支援のためのポータルサイト制作・広報活動	結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行うための仕組み構築の一環として、大阪府において実施されている情報発信・広報に関する事業との連携を行い、情報提供を充実します。
多文化共生社会に向けた取組	多言語での母子健康手帳の発行、外国人の保護者へのサポートなど、必要な行政サービスの提供をします。また、言語のサポートだけでなく、文化や習慣を互いに理解する取組を行い、同じ市民として共生していける地域づくりを行います。
広報活動におけるジェンダー（※１）にとらわれない視点の啓発	広報紙や情報の提供にあたって、ジェンダーにとらわれない視点から見直します。
インクルーシブ（※２）な社会への意識の啓発	障害者や外国人、SOGI（※３）など、多様性を受け入れる社会に向け、健康・医療・福祉・教育に関する研修会、イベントの開催、広報などを通して積極的な啓発活動を推進し、理念の浸透を図ります。

※１ ジェンダー……社会的・文化的な性差。ある社会・文化における、男女それぞれにとってふさわしいと考えられる社会的役割・思考・行動等をいう。

※２ インクルーシブ……「包摂的」と訳される。あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう配慮・援護しながら、社会の構成員として支え合う理念を指す。

※３ SOGI……「Sexual Orientation and Gender Identity」の略。LGBTが単にセクシャルマイノリティを表す言葉なのに対し、SOGIはすべての人の性的指向と性自認を指す言葉。

(2) 地域における子育て支援事業の充実

事業名	事業内容
包括的な支援機能を持つ拠点の整備	子育てに関する不安や悩み及び障害児に関する課題に対する支援機能を有し、包括的な子育て支援につなげる拠点の整備を検討します。
子育て支援者間のネットワーク構築	公立及び民間の子育て支援事業に携わる者が、同じ目線に立って情報共有・課題の認識を行い、ネットワークを形成し、協働して子育て支援を行うための基盤を整備します。 そのための研修や、それぞれの事業の強みや課題をお互いに報告する会議を行い、より行き届いた支援を地域全体で行うための情報共有・人的ネットワークの形成を行います。 また、相談のあったケースや気になるケースをモデル的に抽出し、関係機関の実務者により、支援の必要性や他機関への連携について協議し、行き詰まった場合には、外部アドバイザーに依頼して解決方法を導くことにより、関係機関の連携、問題解決能力の向上を図ります。
就学前児童の居場所づくりの推進 教育・保育給付対象事業 地域子ども子育て支援事業	幼児教育・保育、地域子育て支援拠点、一時預かり、延長保育の実施により、就学前児童の居場所づくりを推進します。
放課後子ども総合プランの実施 （就学児童の居場所づくりの推進）	【放課後子ども教室の整備】 地域の人材を活用し、学校教育では得られない多様な体験を子どもに提供し、子どもの心の醸成に資するプログラムを実施します。 【放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型プログラムの提供】 放課後児童クラブを利用する児童についても、放課後子ども教室を利用できるプログラムを実施します。 【一体型提供にかかる体制整備】 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型提供のための、実施場所、実施時間を検討し、学校、事業者、行政が連携できる体制整備を行います。
親育ての促進	「親になるまでに、小さい子どもに触れたことがない」という保護者の現状から、次世代の親となる小中高生を対象に学びの場や体験の場、結婚・妊娠・出産・育児の制度やサービスを含めた親学習の情報を提供します。 また、親になっても、体罰によらないしつけ・子育てができるよう、啓発を行います。

事業名	事業内容
親子教室の開催	それぞれの年齢の幼児と保護者が遊びを通して親子のつながりを深め、子どもの成長を促すと共に、情報提供、相談を通して保護者の支援を行います。
出前保育事業の実施	市内の公園や幼児教育・保育施設、公共施設に出向いて、親子での遊びを提供します。
子育てサークルの育成と活動支援事業の実施	子育てサークルに対して活動場所や情報の提供を行います。
未就園児親子登園の実施	未就園児の親子を、幼稚園に招き、子ども、保護者、教諭がつながることで、子育ての孤立感から脱し、子育ての楽しさを実感できるように援助します。
幼児教育・保育施設の園庭等の開放	幼児教育・保育施設の園庭・所庭・教室・保育室を開放することで、親子に遊び場を提供します。
子育てサロンの推進	民生委員・児童委員、地区福祉委員などが行っている親子で集うことができる「子育てサロン」を支援します。
講演会・講座などの充実	子育て家庭の不安感・負担感が軽減できるよう、また乳幼児の健全な心身の発達、親と子の関係などについて学び、親の育児力の向上を図るために講演会や講座などを開催します。
職員やボランティアに対する子どもの人権に関する研修の実施	子どもに関わる事業に係る職員やボランティアを対象に子どもの人権に関する研修を行います。
講座時の一時保育の充実	一人でも多くの保護者が参加できるように、必要に応じて講座時の一時保育を行います。
子育て中の父親のネットワークづくりの推進	父親が子育てに関する相談や父親同士の情報交換を行う機会をつくり、子育てに参加する意識を啓発していきます。
ブックスタート事業の充実	乳幼児を持つ保護者に絵本の楽しさ・すばらしさを理解してもらい、幼いころから本に親しむ環境、親と子の強いきずなを育む環境の促進に努めます。
食育の推進	食を通して子どもの健やかな心と体を育てるため、子どもの年齢に応じて食に関する学習の機会や情報を提供します。また、生活習慣病予防などについて、食育指導を通して推進します。
養育支援を目的とした 家庭支援の推進 地域子ども子育て支援事業	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、また、児童虐待ケースの場合については遅延なく対応できるよう、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）が中心となった地域一体の見守りネットワークを構築し、細かな連絡調整を速やかに実施できる体制づくり、取組強化を図ります。

(3) 子育てと仕事の両立支援

事業名	事業内容
不定期な保育需要への支援 地域子ども子育て支援事業	子育て短期支援、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、病児・病後児保育を実施・推進し、就労支援を行います。
ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	保護者個別の家庭事情に沿った、多様な働き方を支援するため、社会基盤整備の充実を図るとともに、地域、企業・事業所、子育て支援活動を行う団体などとの連携により、ワーク・ライフ・バランスをすべての市民に向けた社会全体の取組として推進します。
男女平等参画社会の実現にむけた意識啓発	固定的な性別役割分担意識を解消するため、市民に対する意識啓発活動を推進します。
男女平等教育・保育の浸透	市民一人ひとりがジェンダーにとらわれることなく共同参画できるよう、男女平等教育・保育の推進に努めます。
「母性健康管理指導事項連絡カード」の啓発	主治医などが行った指導事項の内容を、仕事を持つ妊産婦から事業主へ明確に伝えるのに役立つカードの啓発を行います。

(4) 育児不安の軽減と児童虐待防止への支援

事業名	事業内容
相談体制の整備	保護者が迷わず相談ができるよう、ワンストップの相談体制を検討するとともに、専門性をともなう相談については、各種相談窓口にて遅滞なくつなぎ、きめ細やかな相談ができるように体制を整備します。 特に、転入した市民に対する市内子育て支援事業の案内や、乳幼児健診時の面談など、子育て不安が高い時宜をとらえ、切れ目ない子育て支援を実現していきます。
24 時間相談窓口（子ども相談ダイヤル）の紹介	虐待やいじめなどに対する、子どものための子どもの悩みの相談窓口の啓発・広報に努めます。
泉南市子どもを守る地域ネットワーク 地域子ども子育て支援事業	要保護児童地域対策協議会を含む、要支援・要保護児童の支援に資する事業を、本市に適した形態に体制整備・運営・推進することで、より広く支援が届くよう努めます。
子ども家庭総合支援拠点の整備	市内在住の子ども及び妊産婦やその家庭を対象とし、幅広い情報収集を行い、家庭その他からの相談に応じ、適切な支援を行う拠点の整備及び運営を行います。
DV防止法、児童虐待防止法などの学習と啓発	DV防止法、児童虐待防止法などを広く一般市民に知ってもらうために広報・啓発を行います。
ハイリスクを理由とする保育の実施	児童虐待などのハイリスクを理由とした保育所入所を推進します。

事業名	事業内容
児童虐待の通告義務などの市民啓発	児童虐待に関するシンポジウムなどの開催や市広報誌・ホームページなどで市民啓発に努めます。
健診未受診家庭へのフォローの充実	未受診者に対して、訪問や電話などによる受診奨励、又は必要に応じた保健指導などのフォロー体制の充実を図ります。

(5) 子どもの未来のための支援

事業名	事業内容
子どもの未来を応援する拠点（ネットワーク）づくり	子どもの居場所づくりを基本としながら、学びの場や多世代交流、子ども食堂など、多様な機能を備えた拠点（ネットワーク）づくりを検討します。
ひとり親家庭の支援	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、それぞれの家庭の状況に応じ、経済的自立に向けての就労支援などに努め、日常生活の支援にも取り組みます。 大阪府母子・父子・寡婦福祉金の貸付制度や高等職業訓練促進給付金等事業、自立支援教育訓練給付金事業の支援により生活の負担軽減に取り組みます。
ひとり親家庭のための相談事業・情報提供の充実	さまざまな人間関係、育児や家庭内の問題などで悩んでいるひとり親家庭の親へ向けた相談事業を推進し、各種制度の情報提供に努めます。
生活困窮者の自立支援	主に経済的に困窮する者に対し自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に提供することにより自立を促進します。
児童手当の支給	中学校修了前の児童を養育している方に支給します。
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭などで、18歳に達した年度末までの児童を養育している方に支給します。
就学援助の実施	経済的な理由で就学が困難な家庭に対し、学校で学習するのに必要な費用の一部を援助します。
特別支援教育就学奨励費の支給	小・中学校の特別支援学級在籍者家庭の経済的負担を軽減するため学校で学習するのに必要な費用の一部を援助します。
子どもの医療費の助成	子どもの医療費について、現行の対象（入通院医療費:0歳～中学3年生）への助成を実施します。
ひとり親家庭の医療費の助成	ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成します。
実費徴収に係る補足給付費の交付 地域子ども子育て支援事業	新制度未移行幼稚園に通う子ども世帯で、低所得世帯及び第3子以降の子どもがいる世帯に、副食費の実費徴収分の一部を補助します。

事業名	事業内容
進路選択支援事業の実施	高校・大学・専門学校への進学に際し、経済的に困難を感じている家庭へ奨学金の案内を行います。
特別児童扶養手当の支給	20 歳未満の政令に規定する障害の状態にある児童を養育している方に支給します。
母子生活支援施設への入所	18 歳未満の児童を養育している母子家庭の母親が生活上のいろいろな問題のため児童の養育が十分できない場合、その母親及び児童を母子生活支援施設に入所させ保護します。



Ⅲ 豊かな子ども時代をすごすための社会づくり

近年、家庭環境の変化などにより、親が子どもに接する時間や家庭での学習機会の減少など、子どもが非認知能力を十分に形成することができない状況が懸念されます。非認知能力が学習に及ぼす影響も指摘されており、乳幼児期からの質の高い教育の提供に取り組めます。

また、全国的にいじめ・不登校・ひきこもりなどの課題にも対策が必要であり、子どもや若者が落ち着いて過ごせる場や、不安や悩みを相談しやすい体制づくりを検討します。

子どもたちの学び・育ちを充実するにあたって、おとなの考えだけではなく、必ず子どもの意見を取り入れる必要があります。このため、「子どもの権利に関する条例」のもとに本市がこれまで実践してきた取組を一層推進します。

こうした取組には、日常的に子どもたちに接しうる地域との協働が不可欠であり、市民の力を活かした支援を行います。

「泉南市子どもの権利に関する条例」における視点

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| (第3条) 子どもの権利の尊重 | (第4条) 子どもの意見表明と参加 |
| (第5条) せんなん子ども会議 | (第6条) 子どもの相談と救済 |
| (第7条) 子どもの居場所づくり | |
| (第8条) 子どもの権利に関する学習と教育 | |
| (第15条) 条例の実施と広報 | |
| (第16条) 条例の実施に関する検証と公表 | |

■ 施策の方向

- (1) 子どもの人権の尊重
- (2) 就学前の子どもの学び・育ちへの支援
- (3) 就学後の子どもの学び・育ちへの支援
- (4) 子ども・若者への支援
- (5) 地域における子どもの学び・育ちへの支援

■ 実施事業

(1) 子どもの人権の尊重

事業名	事業内容
「子どもの権利に関する条例」の普及・推進	「子どもの権利に関する条例」の広報・教育活動を実施し、普及を図るとともに、子どもの権利の実現を目指して条例の推進を行います。
子ども参加型まちづくりの推進	子どもがかかわる事業において、子ども自身が企画・運営に参画する機会を設けるなど、子どもたちが社会の一員として積極的に参加する取組を推進します。
せんなん子ども会議の実施・推進	子どもの意見表明と参加の権利の保障し、子どもたちが市に対して提言できる場として、条例に基づいて設置されている「せんなん子ども会議」を継続発展させていきます。
いじめ・不登校などへの支援体制づくり	教育相談体制の充実、教育支援センター、学校・家庭・地域・関係機関の連携などの取組を進めるとともに、適応指導教室の整備を進め、不登校児童生徒への支援を推進します。
子どもの権利に関する学習の充実	子どもの権利に関する積極的な教育啓発に取り組み、子どもが権利の主体としての知識・スキル・態度を身につけられるよう支援します。
子どもの相談窓口の情報提供	大阪府が実施する子ども相談など、関係機関が行っている子どものための電話相談などの啓発を図ります。
人権啓発事業	市民との協働のもと、さまざまな人権課題について啓発活動を推進することにより、市民の人権意識の高揚を図り、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指します。

(2) 就学前の子どもの学び・育ちへの支援

事業名	事業内容
保育・教育内容の充実	「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(10の姿)を意識した保育・教育を行いながら子どもの生きる力を育みます。また、公開保育や研修会などを通して意見交流を行い、保育・教育の質の向上を図ります。
保育士・幼稚園教諭・保育教諭などの研修の充実	研修の充実を図り、保育士・幼稚園教諭・保育教諭などの子どもに関わる職員の資質向上に努めます。また、府の実施する「幼児教育アドバイザー研修」を活用し、市内の幼児教育・保育全体の質の向上を図ります。
幼児教育・保育施設での国際交流の推進	幼児教育・保育施設等に外国人のC I R(※)等を派遣し、就学前から小中学校に接続する国際交流を実施します。
人権保育・教育の推進	泉南市人権保育基本方針・推進プランに基づき、子どもたちの発達段階を踏まえて、自己肯定感や生命の尊さに対する感性、違いを認め合いともに生きる姿勢を育む等、人権基礎教育を推進します。

事業名	事業内容
安全対策と危機管理	安全対策と危機管理に関する対応を進めます。
幼児教育・保育施設の第三者評価システムの検討	保育・教育内容の質を確保するため、幼児教育・保育施設などのサービスや運営について、第三者機関による評価を実施し、情報提供を行います。
公立・民間及び保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の連携	幼児期の保育・教育と小学校教育との適切な接続を図ることができるよう、公立・民間、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校などにとらわれず、市内一体となった指導内容・研修の推進や合同活動の実施などを進めます。
異年齢・異世代の交流の推進	子どもたちが多様な出会いを経験し、地域の人たちとつながりふれあえるような機会を計画的に設けます。
保育士等の確保の推進	保育の受入れ体制確保のため、保育士等の確保対策を進めます。
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	新制度未移行の幼稚園等を利用する保護者の経済的負担を軽減するため、子ども・子育て支援法に基づき、公正・適正な給付を行います。
公立幼児教育・保育施設と民間幼児教育・保育施設との連携の推進	同じ就学前の教育・保育を担う施設として、公開保育・合同研修会の実施など公立・民間の連携を進めていきます。

※CIR……国際交流員（Coordinator for International Relations）のこと。翻訳、通訳、国際交流イベントの企画、実施等を行う。

(3) 就学後の子どもの学び・育ちへの支援

事業名	事業内容
開かれた学校づくり (情報発信・施設開放など)	Webなどを活用し、学校情報を広く発信するとともに、近隣住民に校庭を開放するなど、学校の地域社会への融和を推進します。
学校評価システムの推進	学校教育自己診断、授業評価、評価育成システムの有機的な連携を進めます。
学校協議会の運営	教育活動その他学校運営に関する学校の課題を解決するため地域と学校がお互いに連携・協力して取り組みます。
外部指導者活用事業の実施	優れた知識や技能を有する多様な人材を学校教育に活用します。
相談体制の充実	教職員だけでなく教育支援センター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどと連携した教育相談を実施します。
教育支援センター事業の充実	不登校児童・生徒に対して、学校・家庭・関係機関（民間団体を含む）が連携して、早期発見・早期対応など、よりきめ細やかな支援を行います。
泉南スタディ事業の推進	大学生等を小学校・中学校に派遣し、教員の指導のもと、児童・生徒の学習活動を支援します。
体験的な活動を取り入れた学習の展開	児童・生徒の生きる力を育むため、総合的な学習の時間や道徳教育、特別活動などにおけるボランティア活動や自然体験活動などを充実します。 地域の文化の伝承衣食住に始まりその地域ならではの文化を保護し、次代に伝承していきます。
男女平等参画社会の形成に向けた学習機会の提供	男女平等参画社会を推進するための学習機会を提供します。また、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる教育の推進を図ります。
I C T 教育の推進事業の充実	子どもの情報活用能力の育成に努めることを目指して、様々な情報を正しく判断し活用する能力(メディアリテラシー)の育成に努めるとともに、デジタルコンテンツの活用を進め、情報教育の一層の充実を図ります。
国際化教育の充実	語学力の向上、コミュニケーション能力の育成等の、国際化教育推進のため、外国人のA L T (※1)を小中学校全校に配置します。
スポーツアドバイザーによるスポーツの振興	外国人のS E A (※2)を任用し、小中学校における授業や部活動の質の向上を図ります。
中高生やボランティアによる子育て支援の推進	中高生やボランティアに対し保育などへの参加を積極的に呼びかけ、保育を通して子育て意識の啓発と世代間の交流を深めていきます。

事業名	事業内容
教職員研修の充実	学校教育の改善、充実をめざし教職員の資質や指導技術の向上を図ります。
人権教育の推進	地域や学校の実態に即して同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決をめざした教育を推進します。
キャリア教育の充実	子どもたちが、学校卒業後に就労する意識を醸成するために、就労の具体的なイメージや夢を形成できるようなキャリア教育の充実に努めます。また高校や事業所など関係機関との連携を図ります。
進路選択支援事業の充実	進学意欲を有しながら、経済的な理由により就学が困難な生徒に対して、自らの能力や適正にあった進路を選択できるよう、奨学金制度についての啓発や個別相談を行い、積極的に自己の進路を考え、将来に対する展望がもてるように支援していきます。
学校施設などの整備・充実	多様な学習需要に応えて、健康で快適な施設、設備と情報化に対応した豊かな学習環境の充実をめざします。
スクールソーシャルワーカー活用事業	不登校や虐待事象等に対して、適切に対応することを目的に、福祉機関との連携に知識や経験のあるスクールソーシャルワーカーを必要に応じて、学校・園に派遣し、福祉関係機関（民間団体を含む）とのネットワークを構築し、家庭支援を含め、支援体制を整備します。

※ 1 A L T ……外国語指導助手（Assistant Language Teacher）のこと。小学校や中学校、高等学校等における外国語活動や外国語の授業等の補助・協力を行う。

※ 2 S E A ……スポーツ国際交流員（Sports Exchange Advisor）のこと。スポーツを通じた国際交流活動を行う。

（４）子ども・若者への支援

事業名	事業内容
子ども・若者への相談・支援体制の整備	様々な悩みや課題を抱える子ども・若者の相談や支援を行う体制の整備に努めます。
子ども・若者の居場所・相談場所の検討	子ども・若者が興味関心を持ち、安全に安心して過ごすことのできる居場所・相談場所について検討し、提供に努めます。
ソーシャルメディアの適切な利用の教育	コミュニケーション・ツールとしての便利な側面だけでなく、その一方で使い方を間違えるとトラブル等につながってしまう問題点についても正しい認識が持てるよう、講習講座等を開催します。

事業名	事業内容
多様な体験活動の推進	子ども・若者も共感できるプログラムを提供できるよう検討するとともに、様々な場面で子ども・若者の意見を取り入れていきます。
ひきこもりに対する支援	一人ひとりがそれぞれに合った社会におけるあり方を見つけられるよう、課題の早期把握・相談支援に取り組む体制整備に努めます。
子どもの社会参加促進に向けた取組の検討	社会の役に立ちたいという子どもの思いを生かし、子ども自身が地域で貢献できる取組を検討します。

(5) 地域における子どもの学び・育ちへの支援

事業名	事業内容
学習機会・運動機会・体験機会の提供	社会教育施設、地域の自然環境や人的資源を活用し、子どもたちに学習・運動・体験など様々な活動の機会や場、情報提供を行います。 また、子どもたちだけでなく、親の学習・運動・体験の機会にもなる場の提供や情報の提供についても検討を進めます。
子ども元気広場事業の充実	児童館的機能を持つ施設を中心として、青少年にとって安全で安心な活動の場を提供するとともに、仲間づくりを支援します。
ボランティア体験の推進	子どもが、地域福祉、環境美化など地域づくり、まちづくりに関わるボランティア活動へ参加する機会づくりに努めます。
世代間交流事業の拡充	異年齢間の交流や職場体験などを通して、子どもたちの豊かな人間性を育むよう努めます。
図書館事業の推進	「第2次泉南市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動の把握に努め、すべての子どもが、あらゆる機会、あらゆる場所において、自主的に豊かな読書活動を行うことができる環境の整備を推進します。
地域とともにある学校づくりの推進	学校・福祉・家庭・地域の連携に向け、学校と福祉と保護者が、地域とともに学校教育について考え、協働のもとで子どもたちの豊かな成長を支える体制づくりに取り組みます。

IV 安全・安心のまちづくり

子どもが安全で安心して子育てできる環境を構築するためには、子ども・子育て支援をまちづくりの視点にも据える必要があります。特に、子どもが安全・安心に暮らすために、子どもの声を尊重し、すべての人が子どもを守る地域づくりに取り組みます。

子どもの権利についての制度構築の研究を行いながら、市民協働、環境整備など、親子が安全に安心して暮らせるまちづくりを推進します。

「泉南市子どもの権利に関する条例」における視点

(第3条) 子どもの権利の尊重 (第4条) 子どもの意見表明と参加

(第6条) 子どもの相談と救済 (第12条) 施設等における子どもの安全

(第13条) 災害時における子どもの安全

(第14条) 泉南市子どもの権利の日

■ 施策の方向

- (1) 子ども権利擁護システムの整備
- (2) 市民の力の活用と協働
- (3) 地域の環境整備

■ 実施事業

- (1) 子ども権利擁護システムの整備

事業名	事業内容
子どもオンブズパーソン制度の推進	子どもの権利侵害に対する救済のしくみとしての子どもオンブズパーソン制度の設置に努めます。

- (2) 市民の力の活用と協働

事業名	事業内容
民生委員・児童委員、主任児童委員、地域ボランティア、自治会などの人的資源を生かした取組の推進	地域における子育て支援の中心的な担い手である民生委員・児童委員などとの連携を図り、子育てに悩みや不安を抱える親たちのサポートができるよう地域の実情に応じた支援を行っていきます。
NPO等活動支援の充実	市民からのNPO(民間非営利活動)についての相談や、NPOを支援する民間の団体等からの情報提供の充実に努めます。

(3) 地域の環境整備

事業名	事業内容
施設・通学路等の自己点検・評価の実施	学校や幼児教育・保育施設などにおける自己点検・評価を実施し、必要な整備等を行うなど安全管理体制の徹底に努めます。また、日常的に子どもが通行する通学路等についても、安全管理を行います。
公園の整備・管理・運営	地域と連携を図り、子ども・子育て家庭を含めた市民の憩いの場であるとともに、子どもが安全に遊びや運動を楽しめる公園の整備・管理・運営を行います。
交通安全教育の推進	関係機関と連携し、保護者や子どもたちに対して交通安全教育の啓発を図ります。
泉南市バリアフリー基本構想の推進	高齢者・障害者を含むすべての人が、安全・快適に利用できるよう道路などのバリアフリー化を推進します。
登下校時、放課後の安全パトロール事業の推進	登下校中の通学路における児童・生徒の安全を見守る市民ボランティア活動を支援します。
不審者情報の発信	安まちメールを通じて不審者情報を発信し、地域で子どもたちの安全を見守ります。
「子ども１１０番の家」の設置促進	子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになったときに、駆けこみ助けを求めることにより、子どもたちを犯罪から守り被害を最小限に止める目的で協力いただく「子ども 110 番の家」の設置を促進します。
防犯教室の実施	警察に依頼して、子ども・保護者・教員などを対象に防犯教室を実施します。
防犯設備の整備	防犯カメラや防犯灯を設置することにより、子どもに対する犯罪の抑止を図ります。
教育・保育施設における防災体制の確立	保育所、幼稚園及び小・中学校は、子どもの安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画や危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）などの作成・見直しを行い、防災体制の確立に努めます。
防災教育の充実	防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくために、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、防災教育を実施します。

５－３ 推進体制

この計画の分野は、福祉、保健、教育、労働、生活環境など多岐にわたっています。このため、関係各課、関係機関、団体、企業などと連携しながら、地域社会全体の取組として、総合的かつ効果的な推進を図ります。

また、学識経験者・公募委員などから構成される「泉南市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会」、及び児童福祉、教育、保健などの関係各課と連携する事務局において、進捗状況の確認や対策検討、課題の検討などを進めていきます。

- ① 泉南市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会において、進捗状況の管理及び評価を実施する。
- ② 少子化対策推進本部において、進捗状況の管理・評価、各部課間の調整を実施する。
- ③ 各年度に計画の進捗状況を把握し、事業の充実や見直しに関する協議のうえ、本事業の効果的な進行管理を行う。

５－４ 計画の広報・啓発

地域社会全体で、すべての子どもの育ちと子育てを支援していくためには、市民や企業、関係団体の理解や協力、参画なくしては実現できません。市のホームページ、広報紙、パンフレットなどを活用し、本計画について理解促進を図ります。

また、計画の進捗状況についても、担当課のヒアリングなどにより確認し、その結果については、市ホームページ等により公表し、市民への周知を図ります。情報共有を図り、地域と行政が一体となった連携のもと計画を推進します。

5－5 進捗管理

1 P D C Aサイクルによる推進・管理体制

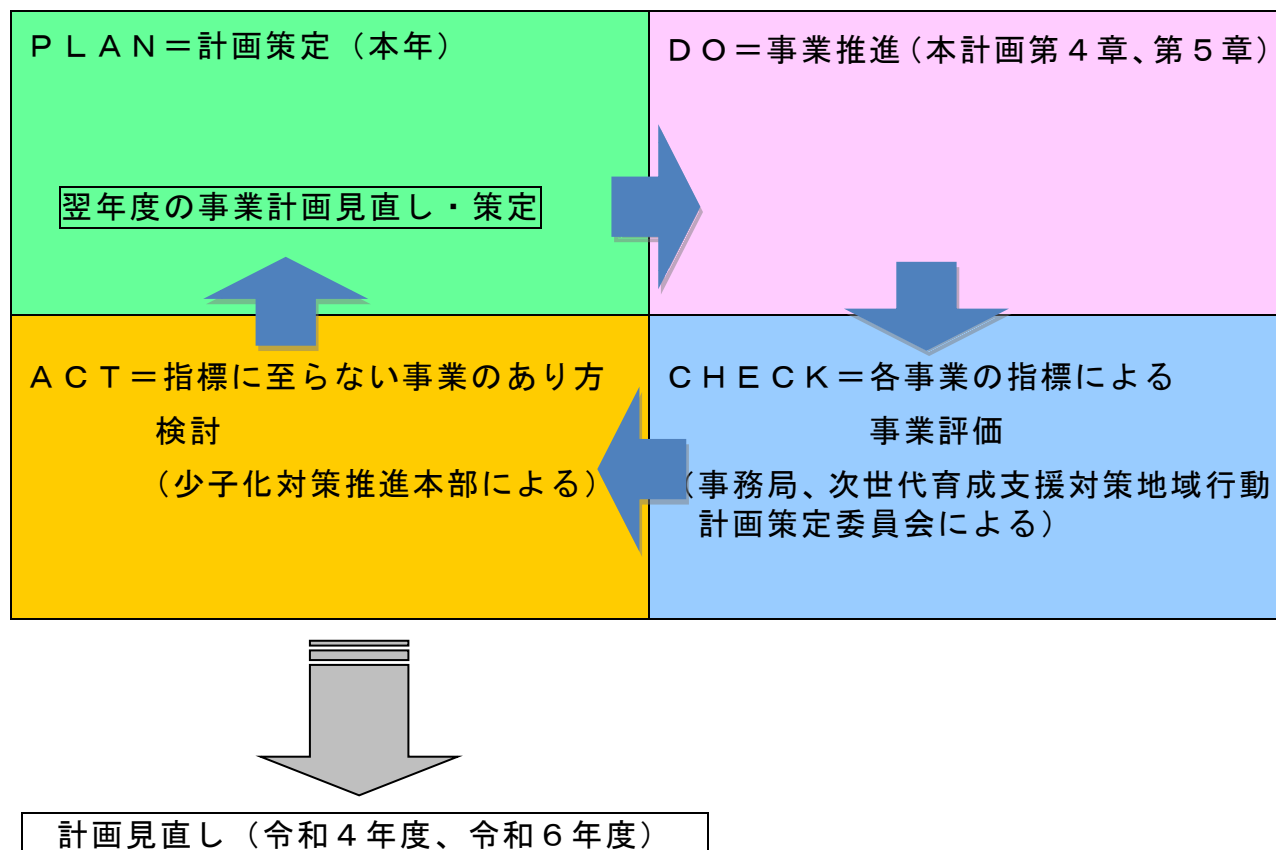
子どもと子育てをする親を取り巻く環境は、時流にともない変化していきます。本事業計画を、理念だけのものに終わらず、時流に対応した現実的な事業計画として推進していくためには、きめ細かに進捗評価を行いながら計画を見直していくP D C Aサイクル（※）による推進体制が不可欠となります。

本市では、以下の図のイメージに従い、計画を推進していきます。

※P D C Aサイクル……事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（見直し）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

泉南市子ども・子育て支援事業計画に係る P D C Aサイクル



資料編

○泉南市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会規則

平成25年 7 月 4 日規則第31号

改正

平成25年12月26日規則第36号

平成28年 7 月28日規則第26号

平成29年 3 月30日規則第 3 号

平成30年10月12日規則第22号

令和元年12月27日規則第18号

泉南市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、泉南市附属機関に関する条例（昭和46年泉南市条例第11号）第 3 条の規定に基づき、泉南市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に定める事項を所掌する。

- (1) 泉南市次世代育成支援対策地域行動計画の進捗管理に関すること。
- (2) 次期泉南市次世代育成支援対策地域行動計画の策定に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援法第77条第 1 項に規定する事項に関すること。
- (4) その他子ども・子育て関連三法に係る調査研究に関すること。
- (5) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から 5 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 市長は、特に必要があるときは、臨時委員を委嘱することができる。
- 5 臨時委員は、当該事項の調査及び審議が終了したときは、解任されたものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、また欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の意見)

第6条 委員長は、必要あると認めるときは、委員又は臨時委員以外の者を会議に出席させて意見または説明を聴き、場合によっては資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部保育子育て支援課・保健推進課及び教育委員会指導課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年12月26日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年7月28日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日規則第3号抄)

(施行期日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第3条関係)

泉南市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会を構成する者

1	学識経験者	3名
2	泉南市民生委員児童委員協議会代表	1名
3	泉南市PTA協議会代表	1名
4	市民代表	3名
5	泉佐野泉南医師会代表	1名
6	泉南市小中学校校長会代表	1名
7	泉南市公立幼稚園園長会代表	1名
8	泉南市公立児童福祉施設代表	1名
9	泉南市内民間幼稚園代表	1名
10	泉南市内民間保育園・認定こども園代表	1名
11	副市長	1名
12	教育長	1名
13	教育部長	1名
14	総合政策部参与(人権推進担当)	1名
15	健康福祉部長	1名

泉南市子どもの権利に関する条例

前文

第1章 目的と基本原則（第1条―第3条）

第2章 「子どもにやさしいまち」の推進（第4条―第14条）

第3章 条例の実施と検証（第15条―第16条）

第4章 雑則（第17条）

附則

泉南市に生まれ育つすべての子どもが、「生まれてきて良かった」と心から思える「子どもにやさしいまち（チャイルドフレンドリーシティ）」を実現していくため、この条例を定めます。

この条例は、「子どもにやさしいまち」を実現していくにあたっての原則と具体化の方向について、可能な限り明らかにしようとするものです。

この「子どもにやさしいまち」の実現を、ユニセフ（国連児童基金）は世界のすべての国と都市に呼びかけています。「子どもにやさしいまち」は、国連が1989年に採択した児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」といいます。）に基づいて、市と市民が手を携えて、みんなで子どもの権利を大切にする「まち」です。

子どもの権利条約は、すべてのおとなに「子どもの最善の利益」を第一に考慮すること（条約3条）を求めています。そして「子どもの最善の利益」は、まず子どもの意見を尊重すること（条約12条）を通して具体化することができる、としています。

そこで、この条例の検討にあたり、泉南市の小学生が次の「泉南・子ども・憲章」を起草しました。

私たちは泉南の子どもです。

私たちは、子どもの平和のために3日間かけて話し合いました。

私たちは、泉南の自然が多くて、元気なところが、好きです。

そんなまちが好きだからこそ、私たち子どものことを大切にしてください。

おかあさんやおとうさん、おうちのひとへ

家庭の中で暴力（DV）や虐待はないですか？

おとなの都合や事情で私たち子どもを巻き込む前に

私たち子どもの気持ちを理解してください。

私たち子どもの心や身体を傷つけないでください。

私たちもがんばりますから、自分で選んで、自分のペースですごさせてください。

どんな苦勞があろうとも、笑顔がある家庭を子どもといっしょに、つくってください。

学校の先生へ

学びやすく、ひとりひとりの意見を大切にする、居心地のよい学校にしてください。

いじめのことを相談できる先生や場所を増やしてください。

いじめられている子どもを助けることができる学校にしてください。

いじめがなく、仲の良い学校（クラス）をいっしょにつくりましょう。

まちのおとなへ

子どもたちのために、公園の遊具を減らさないでください。

きれいで、安全なまちにしてください。

子どもたちも泉南のまちをよくしたいと考えていることを知ってください。

私たちの気持ちをきくときに大切にしてほしいことは

話を途中でさえぎらないで最後までちゃんと聞いてください。

きいたあとは、やさしく接してください。

すぐに評価するのは待ってください。

私たちは、他のひとの気持ちや意見をきくことも大切にします。

この泉南の子どもたちからのメッセージを読んで、あらためて思い起こされるのは、2002年5月、国連子ども特別総会に世界から集まった374人の子どもたちが書き上げたメッセージです。それは次のように訴えています。

私たちは世界の子どもです。
私たちは子どもにふさわしい世界を望んでいます。
なぜなら、私たちにふさわしい世界は、
すべての人にふさわしい世界だからです。

私たちにふさわしい世界では、
子どもの権利が尊重されています。搾取・虐待・暴力はありません。
もう戦争也没有ありません。必要な保健ケアが提供されます。
H I V／エイズがなくなります。環境が守られます。
貧困の悪循環はありません。教育が受けられます。

子どもたちが積極的に参加することができます。
私たちは問題の根源ではありません。私たちは問題解決に必要な資源です。
私たちは支出ではありません。私たちは投資です。
私たちは単なる若者ではありません。私たちはこの世界の市民なのです。
おとなのみなさんは私たちを未来と呼びます。
けれども、私たちは「いま」でもあるのです。

(参照：「私たちにふさわしい世界」日本ユニセフ協会訳、抄)

泉南の子どもたちの言葉は、世界の子どもたちの言葉と響きあっています。子どもたちの声に耳を傾け、その思いを受け止め、さらに対話を深め、そうして子ども と、おとなとが、互いにパートナーとして、「子どもにやさしいまち」を実現していくため、この条例を制定します。

第1章 目的と基本原則

(条例の目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」といいます。）に基づいて、泉南市を「子どもにやさしいまち」としていくため、その基本となる原則及び具体化の方向について定めるものです。

2 この条例の目的とする「子どもにやさしいまち」は、子どもの権利を尊重し、子育てと子育てを社会で支え合う仕組みを整え、一人ひとりの子どもが人間としての尊厳を持って、子ども時代を幸せに過ごすことができるまちです。

(定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

「子ども」とは、本市に住民票を置く人のほか、本市に住んでいたり、本市で学んでいたり、何らかの活動を本市で行っている原則として18歳未満の人をいいます。

「市民等」とは、本市に住民票を置く人のほか、本市に住んでいたり、本市で働いていたり、何らかの活動を本市で行っている人をいいます。

「子ども施設」とは、原則として児童福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する児童福祉施設及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他子どもの保育、教育、文化及びスポーツ等に直接かかわる社会施設のことをいいます。

(子どもの権利の尊重)

第3条 子どもは、権利の主体として尊重され、いかなる差別もなく、子どもの権利条約に基づく権利を保障されます。

2 市及び市民等は、公私を問わず子どもにかかわるにあたっては、子どもの権利条約に基づき、子どもの声に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮し、もって子どもの権利が擁護されるよう、不断に努めなければなりません。

3 市は、子どもの権利条約が子どもに保障する権利を確かに認識し、そしてこの認識を広く市民等とともに分かち合い、もってすべての人の権利と自由を尊重して自己の権利を行使することができる子どもの育成を促進するよう努めるものとします。

4 市は、子どもの生命、生存及び発達並びに意見表明及び参加に対する子ども固有の権利が尊重されるよう、必要な仕組みを整え、子どもが必要とする支援の提供に努めるものとします。

第2章 「子どもにやさしいまち」の推進

(子どもの意見表明と参加)

第4条 子どもは、家庭や子ども施設等さまざまな場面において、自分に何らか関係することや自分が必要としていることについて、自己の権利として自分の意見を表明したり表現したりして、その社会の一員として積極的に参加することができます。

2 市は、前項に基づいて、さまざまな場面で子どもの意見表明と参加が具体的に実現されるよう必要な施策を実施します。

3 市民等は、子どもの意見表明と参加について、これを積極的に理解して尊重し、支援していくなかで、子どもの最善の利益を不断に実現していくよう努めます。

(せんなん子ども会議)

第5条 市は、前条に基づいて、せんなん子ども会議を設置します。

2 せんなん子ども会議は、小学生、中学生、高校生その他の子どもにより構成します。

3 せんなん子ども会議は、子どもにかかわる事項について、市に対して意見を表明することができます。

4 市は、前項によりせんなん子ども会議が表明した意見について、これを尊重するよう努めるものとします。

(子どもの相談と救済)

第6条 子どもは、いじめや虐待、体罰その他の人権侵害を受けたとき、または受けそうな状況に置かれたとき、自己の権利として、その子ども自身が必要としている相談と救済を受けることができます。

2 市は、前項に定める子どもの相談と救済について、これを子どもが享受することができるよう、必要な仕組みを整えます。

3 子ども施設の職員及び親その他の保護者、子どもの身近にいる市民等は、子どもが必要な相談と救済を受けることができるよう、その子どもの最善の利益を第一に考慮して支援に努めます。

4 子どもや保護者等から相談を受ける立場にある市及び子ども施設は、その相談に際しては、子どものプライバシーの権利等を保護するとともに、子どもの意見表明と参加の権利を尊重し、その子どもの最善の利益を具体的に実現できるよう救済に努めなければなりません。

(子どもの居場所づくり)

第7条 子どもは、休息と余暇、遊び、学び、文化的及び芸術的生活への参加の権利を持ち、そのために必要な居場所その他の環境の提供を受けることができます。

2 市は、前項に基づいて、子どもの居場所づくりの推進に関する指針及び実施計画等を策定します。

(子どもの権利に関する学習と教育)

第8条 市は、市の職員及び子ども施設の職員が子どもの権利条約についての認識と理解を深め、この条例の具体的な実施に主体的に取り組み、もって子どもの最善の利益の実現に不断に努めることができるよう、子どもの権利に関する職員の積極的な学習及び研修等の機会を計画的に設けるものとします。

2 子ども施設は、当該施設を利用する子どもたちに子どもの権利条約を伝え、子どもが権利の主体として、子どもの権利条約を日々の生活に生かすことができる知識、スキル及び態度を身につけていくことができるよう、子どもの権利に関する積極的な教育及び啓発活動を教育課程等に位置付けて実施するものとします。

3 市及び子ども施設は、親その他の保護者及び市民等が子どもの権利条約に関する積極的な学習の機会を持つことができるよう、子どもの権利に関する社会教育、生涯学習および地域福祉活動等を奨励し、必要な条件整備を図ります。

(親その他の保護者の支援)

第9条 親その他の保護者は、子どもの権利を尊重し、子どもの発達する能力と一致する方法で、子どもの養育についての責任、権利及び義務を果たすことができるよう、必要な支援を受けることができます。

2 市は、親が子どもの養育と発達に対する第一次的責任を共同して果たすことを原則として、前項に定める保護者の権利等を保障するため、保護者との協働に努めるなかで、必要な仕組みの整備その他支援に努めなければなりません。

3 子ども施設及び市民等は、前2項を踏まえ、地域や社会で相互に協力して子育てと子

育てを支援するよう努めます。

(子ども施設職員の支援)

第10条 子ども施設の職員は、その職務を通して子どもの最善の利益を具体的の実現していくことができるよう、必要な支援を受けることができます。

2 市は、前項に定める支援を子ども施設の職員に適切に提供することができるよう、必要な条件整備等に努めるものとします。

(せんなん子ども支援ネットワーク)

第11条 子どもは、その最善の利益が第一に考慮されるなかで充実した子ども時代を過ごすために、社会から必要な支援を受ける権利を持っています。

2 市は、子どもが前項に定める支援を受けることができるよう、せんなん子ども支援ネットワークを組織します。

3 せんなん子ども支援ネットワークは、第1項に定める子ども支援が市及び子ども施設、子どもにかかわる市民等の自主・自発に基づく協働の取り組みとして推進されるよう、相互の情報発信や学習、交流や啓発等の取り組みを行います。

(施設等における子どもの安全)

第12条 市は、子ども施設その他子どもが利用する施設等における子どもの安全を確保するため、指針等を定めます。

2 市は、前項の指針等に基づいて、所管する施設等における子どもの安全確保のためのシステムを整備し、適切に機能するよう、必要な手立てを講じます。

3 市長は、前項のシステムの検証を行うものとし、そのために有識者等により構成する子どもの安全委員会を設けます。

4 市及び子ども施設は、前項で定める子どもの安全委員会の活動に対して、積極的に協力し援助するものとします。

(災害時における子どもの安全)

第13条 市は、台風、地震、津波その他の災害の発生時並びに復旧及び復興時における子どもの安全について、子どもの権利を基盤として、子どもの最善の利益を第一に考慮し、子どもの参加の権利を尊重するなかで確保するものとします。

2 市は、前項に基づいて、市の防災計画等の検証にあたるものとします。

(泉南市子どもの権利の日)

第14条 市は、子どもの権利条約が国際連合総会で採択された11月20日を泉南市子どもの権利の日とします。

2 市は、泉南市子どもの権利の日には、その意義を具現するための行事等を計画し、実施します。

3 市民等は、前項の行事等に協力し、又は連携しつつ独自に行事等を工夫するなどして、第1項の意義を具現するよう努めます。

第3章 条例の実施と検証

(条例の実施と広報)

第15条 市は、この条例の目的を達成するために、総合的かつ計画的に、この条例を実施するものとします。

2 市は、この条例の内容及び前項に定める実施に係る計画等について、これを市民等に広く知らせなければなりません。

(条例の実施に関する検証と公表)

第16条 市は、この条例が子どもの権利条約に基づいて、本市における子どもの最善の利益の具体的な実現に貢献していくことができるよう、この条例の運営状況及びこの条例に基づく事業等の実施状況について、これを定期的に検証します。

2 市長は、前項に定める検証を行うため、子どもの権利に関する識見を持つ有識者等で構成する、子どもの権利条例委員会（以下「条例委員会」といいます。）を設けます。

3 市は、広く子ども及び市民等から意見、提案を募る子どもの権利条例市民モニター制度を設けます。

4 条例委員会及び市民モニターは、相互に協力及び連携して、この条例の運営状況を検証するための活動を行い、条例委員会は市長に対して必要な報告等を行います。

5 市長は、前項により受けた報告等を広く市民等に公表するとともに、その内容を検討し、これを市の子ども施策等に活かすものとします。

6 市及び子ども施設は、本条で定める検証の実施にあたって、条例委員会及び市民モニターの活動に対して積極的に協力し援助するものとします。

第2期泉南市子ども・子育て支援事業計画

泉南市 健康福祉部 保育子育て支援課
（組織改編に伴い令和2年4月1日より
『健康子ども部 保育子ども課』となります。）

〒590-0592 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号
TEL (072) 483-3471 Fax (072) 483-7667

